

An aerial photograph of a coastal town and a forested hillside at sunset. The hillside is covered in dense green trees, and a white lighthouse is visible on the ridge. The town below has several buildings and a road. The ocean is visible on the right, with waves crashing against the shore. The sky is a mix of blue and orange from the setting sun.

室戸市 総合振興計画

令和3年度～令和11年度

令和3年3月
高知県室戸市

市長ご挨拶

室戸市は、四国の東南端に位置し、年間を通して温暖な気候に恵まれており、昭和34（1959）年の市制発足以来、豊かな自然との共生を図りながら、漁業や農業などを中心に地域経済が発展してまいりました。

平成23（2011）年3月には、10年後（令和2（2020）年）の将来像を「室戸の自然や資源を活かした産業の振興と、これまで育んできた歴史や文化を大切に、健康で心豊かに安心して暮らせるまち」とした「室戸市総合振興計画」を策定いたしました。

そして、本市が直面する人口減少や少子高齢化などの様々な課題に対して、市民と行政が「自助・共助・公助」の観点に立ち、「協働のまちづくり」を推進するとともに、産業振興や移住・定住の促進、交流人口の拡大を図るなど、地域経済の持続的な発展に取り組んでまいりました。

しかしながら、若年層を中心とした人口流出に起因する少子高齢化などの影響により、人口減少が急速に進んでいる状況でございます。

一方、この10年間に本市を取り巻く社会情勢は大きく変化をしてまいりました。

高度情報化や経済のグローバル化の進展に加え、地球規模での環境問題の顕在化、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しているところでございます。

こうした状況を踏まえ、令和3（2021）年3月に、9年後（令和11（2029）年）の将来像を「みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまち」とした新しい「室戸市総合振興計画」を策定いたしました。

この計画は、本市の今後9年間にわたる「まちづくり」の指針となるもので、前期基本計画と後期基本計画で構成しています。

本市では、この計画に定める将来像の実現に向けて、SDGsの理念を踏まえ、各分野の施策を着実に推進し、市民参画と協働によるまちづくりを進めてまいります。

特に、本市の最重要課題である人口減少対策につきましては、令和2（2020）年度からスタートしております「第2期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合振興計画の実施計画に定め、重要かつ優先的に実施する戦略として、必要な改善等を図りながら、各施策の充実・強化を図り、人口減少の克服と地方創生の実現に向けて官民協働で取組を進めてまいります。

さらに、新型コロナウイルスを想定した新たな生活様式への移行や情報のデジタル化など、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に把握し、時代を先取りした柔軟な施策展開を図ってまいります。

結びになりますが、本計画策定にあたり、アンケート調査などを通して貴重なご意見をいただいた市民の皆さま、計画案についてご審議いただいた室戸市振興計画審議会の皆さま並びに関係各位に対し、心から感謝とお礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

室戸市長 植田 壯一郎



目次

第1編. 序論	1
第1章 総合振興計画とは	3
1 計画の趣旨	3
2 計画の構成と期間	4
第2章 室戸市の概要	6
1 自然	6
2 歴史	7
3 人口	7
4 産業	9
5 観光	11
6 道路・交通	13
第3章 室戸市の現状と課題	14
1 人口	14
2 産業・観光	15
3 保健・医療・福祉・子育て	15
4 教育・スポーツ・文化	16
5 防災・交通・情報通信	16
6 人権・協働・地域づくり	17
7 生活環境	18
8 行財政	18
第2編. 基本構想	21
第1章 まちの将来像	23
第2章 基本目標	25
第3編. 基本計画	27
第1章 基本計画	29
第2章 基本目標毎の基本施策	30
第3章 総合振興計画とSDGsの関係	77
第4編. 資料編	81
1 策定経過	83
2 室戸市振興計画審議会名簿	84
3 室戸市振興計画審議会条例	85
4 アンケート調査結果の概要	87

第1編. 序論

第1章 総合振興計画とは

1 計画の趣旨

総合振興計画は、将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針とするもので、市の行政計画の最上位に位置づけています。

本市は、平成 23（2011）年 3 月に、10 年後（令和 2（2020）年）の将来像を「室戸の自然や資源を活かした産業の振興と、これまで育ててきた歴史や文化を大切に、心豊かに安心して暮らせるまち」とした「室戸市総合振興計画」を策定し、将来像の実現に向けて基本的な構想や施策を定め、前期 5 年、後期 5 年の基本計画を推進してきました。

今回、後期基本計画の終了を受けて、総合振興計画全体を評価し課題や取組を見直し、将来像を「みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまち」とした新たな「室戸市総合振興計画」を策定します。

本市は、昭和 34（1959）年の市制発足以来、豊かな自然との共生を図りながら、漁業や農業を中心に地域経済の発展に努めてきました。

しかし、基幹産業の一つである漁業の低迷や若者層を中心とした人口の流出などを背景に、人口の減少と少子高齢化が進み、ピーク時には 30,000 人を超えていた人口は、平成 27（2015）年の国勢調査では、半数以下の 13,000 人台にまで減少しました。

人口の減少は、ますます加速すると推測され、国立社会保障・人口問題研究所によると、出生率が現状で推移し、社会移動が一定に縮小する場合、40 年後の令和 42（2060）年度には本市の将来人口は 2,375 人にまで減少すると推計されています。

こうした背景のなかで、国や県は、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」に向けて、長期的な人口ビジョンと地方創生を図る総合戦略を定めて施策の実行を進めています。

本市も、平成 27（2015）年度に実施期間を令和元（2019）年度までの 5 ヶ年とした「室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この総合戦略は、「しごと」と「ひと」の好循環をつくり、この好循環を支える「まち」の活性化を図るもので、「雇用」「移住」「若者の結婚・出産・子育て支援」「地域づくり」を視点とした 4 つの基本目標を掲げて施策を進めており、令和 2（2020）年 3 月には実施期間を令和 6（2024）年度までとした「第 2 期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に改訂し、さらなる取組を進めていくこととしています。

総合振興計画とこの総合戦略との関連性は強く、本計画において重要かつ優先的に実施する事業として位置づけています。

私たちが住む室戸市の未来を次世代につなぎ、将来像を実現するためには、恵まれた地域

資源の活用や時代動向、課題などの再確認を図り、時代を先取りした市政を進め、市民が生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまちづくりの着実な実行に向けて「室戸市総合振興計画」を定めます。

2 計画の構成と期間

室戸市総合振興計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

室戸市総合振興計画の構成と期間は、以下のとおりです。

①基本構想

基本構想は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例により、議会の議決すべき事件とされており、本市が目指すべきまちの将来像とそれを実現するために必要な施策の基本目標を定めたものです。目標年次は、令和11（2029）年度とします。

②基本計画

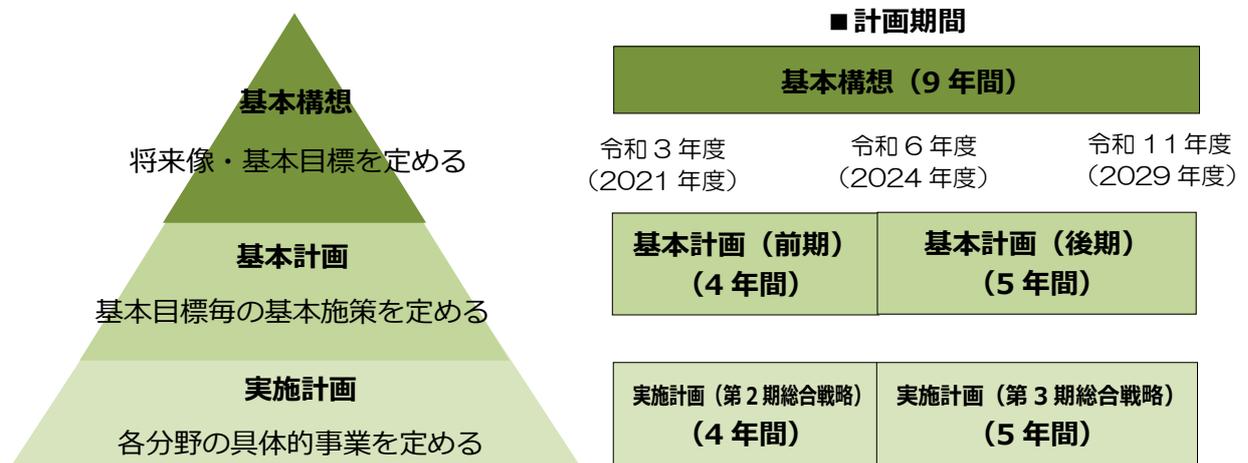
基本計画は、基本構想で定めたまちの将来像を実現するために実行する主要な施策を体系的にまとめたもので、基本目標毎に施策の目的や方向性を定めたものです。

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和11（2029）年度までの9ヶ年とします。（基本計画の前期を4年、後期を5年に区分します。）

③実施計画

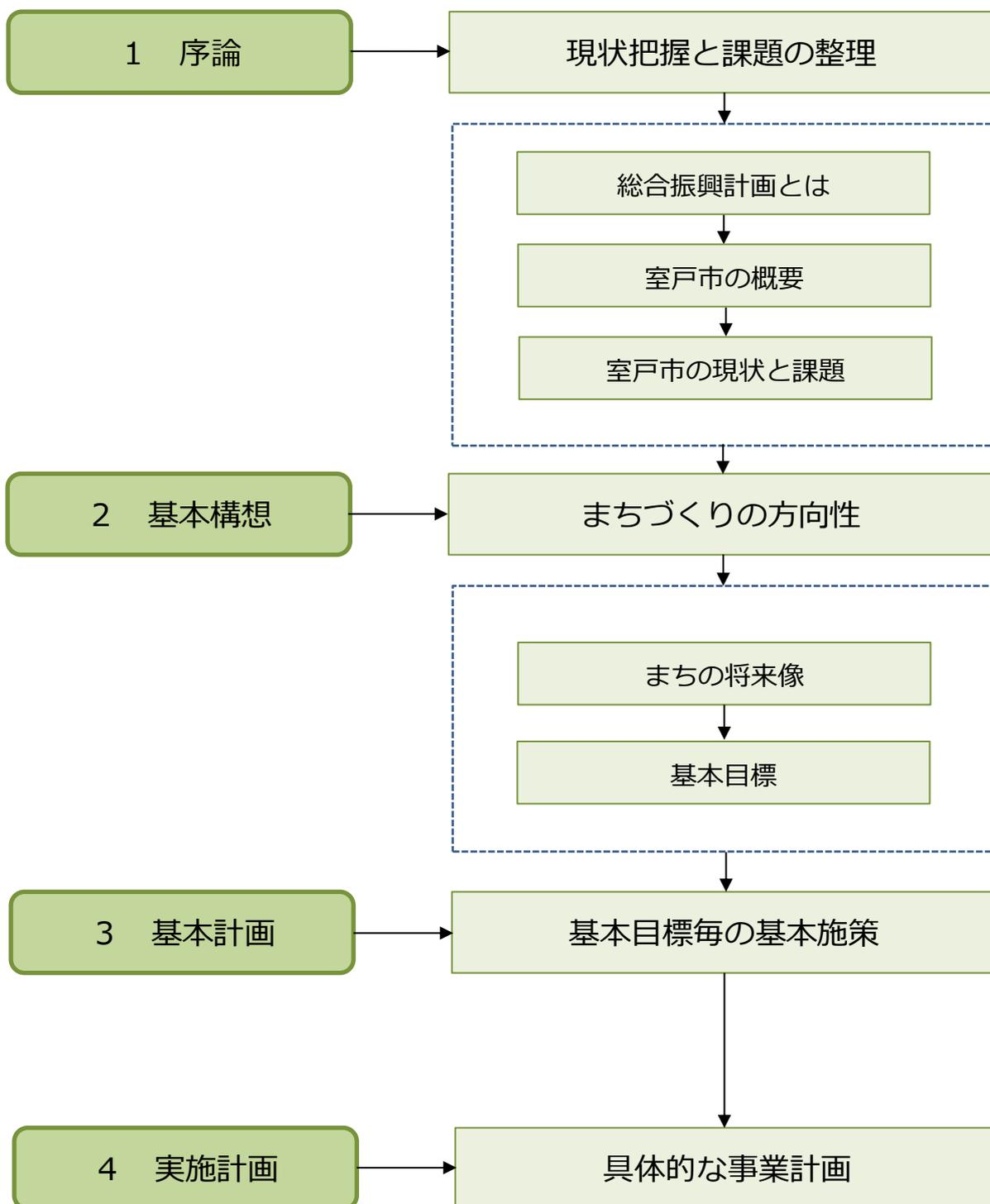
実施計画は、室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略とし、実施する具体的な事業計画を定めることで、予算編成の指針とします。

計画期間は、社会経済の動向や進捗状況などを踏まえ、毎年度の見直しを行います。



④計画の概要

室戸市総合振興計画の概要は、以下のとおりです。



第2章 室戸市の概要

1 自然

本市は、四国東南端のまちであり、県庁所在地の高知市から東へ 78km の距離に位置し、その形状は東西 18.6km、南北 27km のほぼ逆三角形であり、その海岸線は、東西 53.3km に及んでいます。総面積は 248.22km²で、そのうち山林が約 87%を占め、海岸沿いは、特異な海岸段丘を形成しており、海岸線沿いのわずかな平野部に 5 つのまちが形成され、中小河川沿いや中山間部には、数多くの集落が点在しています。

気候は亜熱帯性気候の性格を帯びており、年間を通じて温暖です。また、本市は台風の通り道となっており、近年、直撃は少なくなったものの、台風の大型化も加わって毎年のように暴風雨の猛威にさらされています。

室戸岬を中心とする美しい海岸には、亜熱帯性樹林や海岸植物が群生し、昭和 3（1928）年に室戸岬一帯が名勝に指定されました。

昭和 39（1964）年には「室戸阿南海岸国定公園」の指定を受け、さらに、平成 8（1996）年には「日本の渚・百選」に選定されています。

太平洋に突き出た地形から、東にだるま朝日・西にだるま夕日を望むことができる珍しい場所となっています。

平成 23（2011）年には、本市の地質・地形や人々の営みが、ユネスコの支援で設立した「世界ジオパークネットワーク」によって、世界ジオパークに認定され、「室戸世界ジオパーク」（平成 27（2015）年 11 月のユネスコ正式事業化に伴い、「室戸ユネスコ世界ジオパーク」に名称変更）として多くの観光客を集め、本市の活性化に寄与しています。



■アコウの木



■だるま夕日

2 歴史

昭和 34（1959）年3月1日に旧5ヶ町村（佐喜浜町・室戸岬町・室戸町・吉良川町・羽根村）が合併して本市が誕生しました。本市の歴史は古く、弘法大師によってひらかれた最御崎寺、津照寺、金剛頂寺があり、「空海」の由来になったといわれる修行の地「御厨人窟」などが残っています。

明治 32（1899）年には、室戸岬灯台が開設し、日本一の実効光度と光達距離を誇る白亜の灯台は、今も室戸沖の航海の安全を守りつづけています。

室戸岬灯台は、平成 10（1998）年に「日本の灯台50選」のひとつに選ばれ、また、平成 21（2009）年には、経済産業省の近代化産業遺産にも認定されました。

太平洋に突出した室戸岬周辺の海域は、湧昇流などの効果により、魚の回遊も多く、古くから漁業が発達してきました。藩政時代には網捕鯨が盛んになり、津呂港や室津港がつくられるなど、漁業のまちの礎が築られました。

また、林業も盛んで、ウバメガシでつくる良質な備長炭は評価が高く、大正時代には製炭の技術が発達し、生産地の吉良川地区は大いに栄えました。当時の古い町並みは、平成9（1997）年に、重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。



■室戸岬灯台



■吉良川の町並み

3 人口

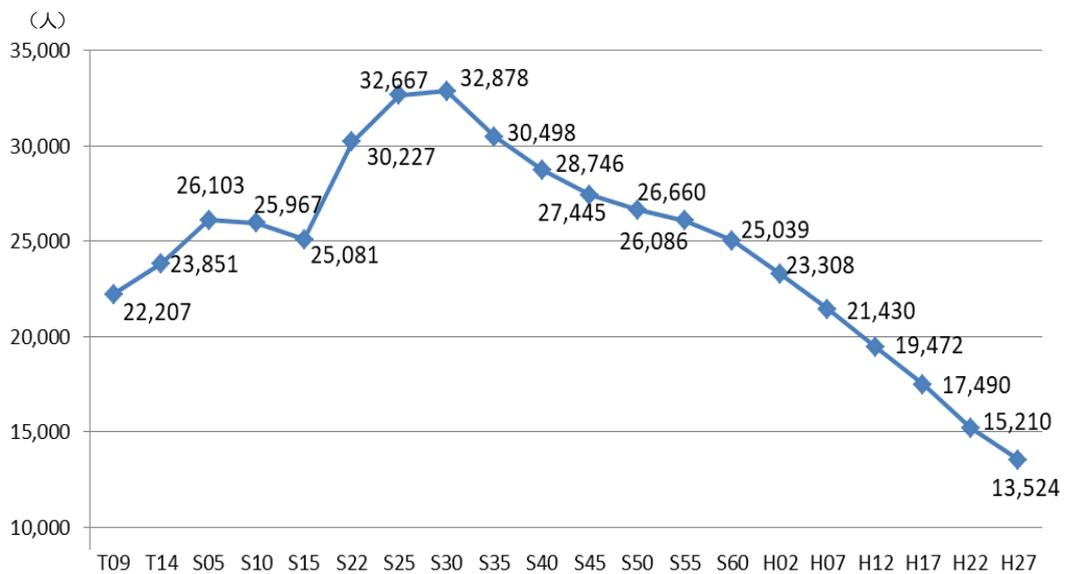
昭和 30（1955）年のピーク時の人口は 32,878 人（昭和 34（1959）年3月1日に合併し、室戸市が誕生する前の佐喜浜、室戸岬、室戸、吉良川、羽根の 5 地区の合計）でしたが、60年後の平成 27（2015）年には 13,524 人となりピーク時の 41%に減少しています。

その要因としては、基幹産業の1つである漁業の低迷や若年層の都市圏への流出、少子高齢化などが挙げられます。

減少傾向は、昭和 50 年代には一時的に鈍化しましたが、昭和 60（1985）年に死亡者が出生者を上回る人口の自然減の現象が初めて生じ、その後、社会減も加わり急速に人口が減り続けています。

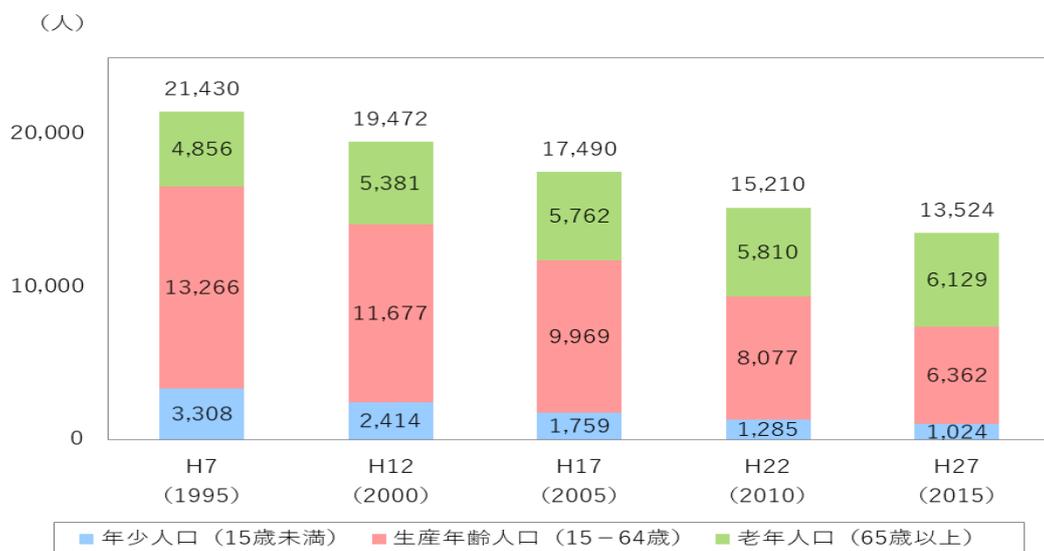
平成 7（1995）年からの年齢 3 区分人口の推移をみると、この 20 年間に生産年齢人口は 1/2 に、年少人口は 1/3 になり、老年人口が増加する傾向にあり、高齢化が進んでいることがわかります。

【総人口の推移】



出典：国勢調査

【年齢 3 区分人口の推移】



出典：国勢調査

4 産業

本市の産業は、豊かな自然の恵みを生かして農業、林業、水産業が行われています。

農業は、ビワ、ポンカン、文旦、デコポン、ユズなどの果実をはじめ、西山台地の金時芋など、温暖な気候を利用した農作物の栽培が盛んです。

また、施設園芸も盛んで、ピーマン、キュウリ、ナスなどの栽培が行われています。

林業は、日本三大備長炭の一つである土佐備長炭の生産や販売が盛んです。木炭は大きく分類すると「白炭」と「黒炭」に分けられ、白炭の60%以上が本市で製炭されるなど、土佐備長炭の有数な産地となっています。

水産業は、かつて捕鯨で栄え、遠洋漁業、金目鯛漁と移り変わりながら、海の恵みを生かしたさまざまな漁業が行われてきました。伝統的な漁法である定置網漁は現在も盛んで、佐喜浜、椎名、三津、高岡、羽根において、サバ、ブリ、アジなどが水揚げされています。

また、これら豊かな海産物を活かした水産加工や、室戸海洋深層水を使ったスジアオノリやサツキマスの養殖など「つくり育てる漁業」にも取り組んでいます。

製造業は、室戸海洋深層水を使った飲料水や化粧品、食品などの深層水関連商品の製造を行っている他、海洋に関連した船舶機械の製造工場、型打鍛造品やローリング鍛造品を製造する工場もあり、本市の工業を支えています。

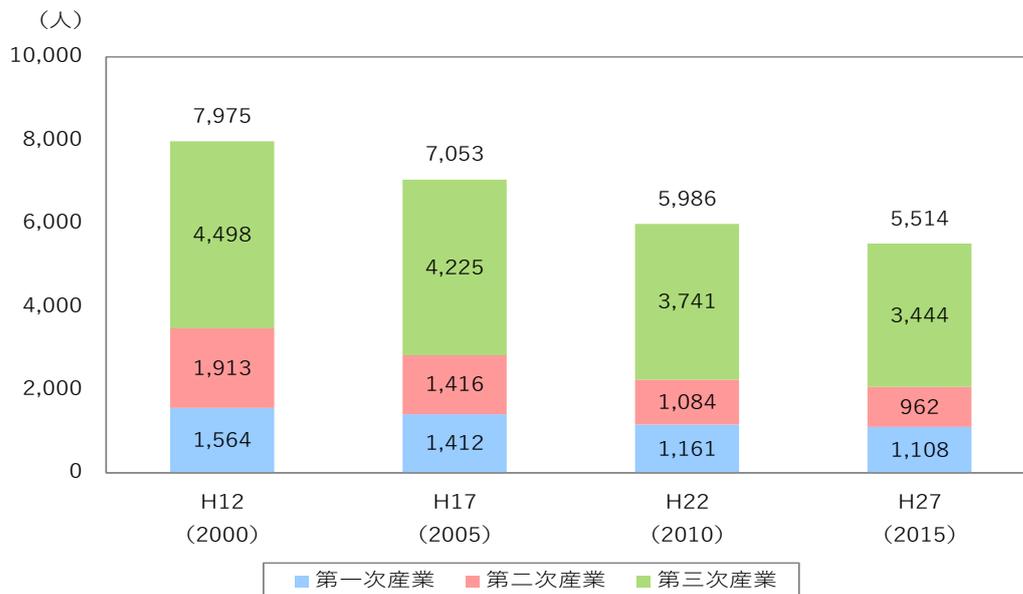
平成12（2000）年からの産業別就業者数の推移をみると、人口減少に合わせるように就業者数が減少しています。

各産業別にみても、第一次産業では、平成12（2000）年から全体の20%程度で推移しており、平成27（2015）年の就業者数は1,108人となっています。

第二次産業就業者数は、平成27（2015）年には平成12（2000）年の就業者数の約半分の962人まで減少し、全体の17.5%程度となっています。

一方で、第三次産業就業者数は減少しているものの、平成27（2015）年では3,444人で全体の62.5%を占めており、本市の産業構造は、第三次産業の比重が大きくなっています。

【産業別就業者数の推移】

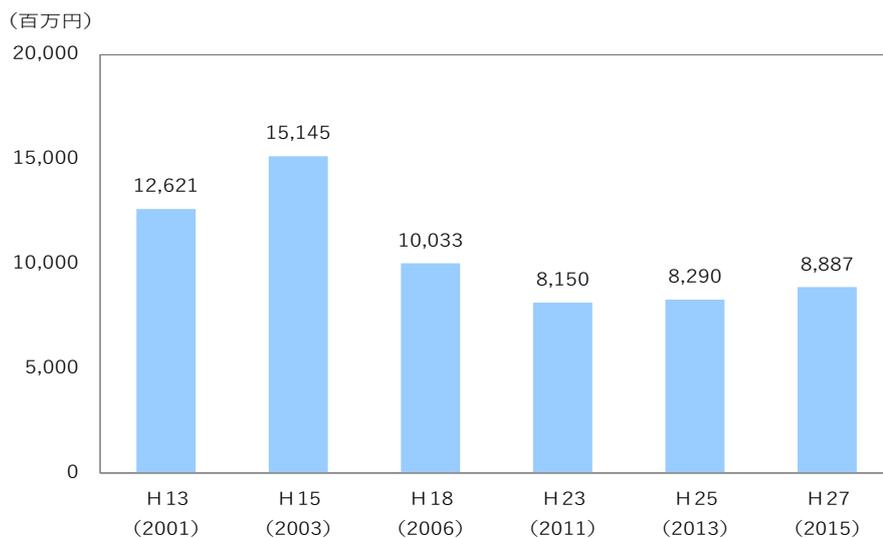


出典：国勢調査

商品販売額の推移をみると、平成 15 (2003) 年に 151.5 億円を記録し、以後、減少傾向でしたが、平成 27 (2015) 年にはやや持ち直し 88.9 億円となっています。

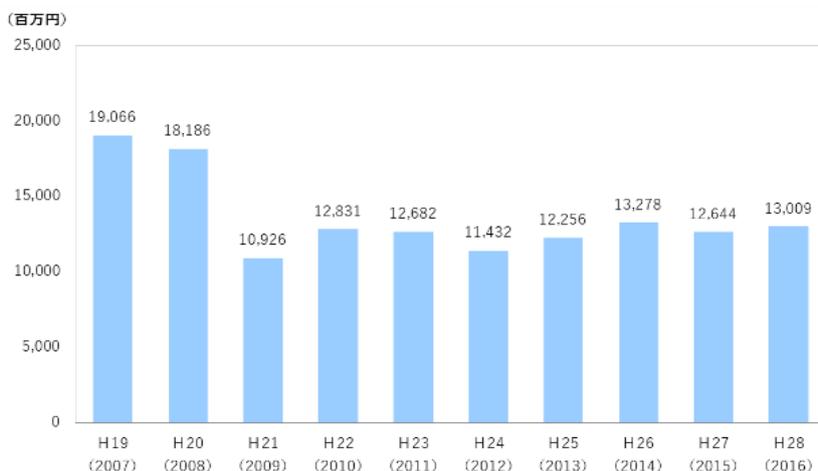
製造品出荷額の推移をみると、平成 19 (2007) 年に 190.7 億円となり、平成 21 (2009) 年に 109.3 億円に大きく減少しました。その後やや持ち直して平成 28 (2016) 年には 130.1 億円となっています。

【商品販売額の推移】



出典：商業統計調査、経済センサス活動調査

【製造品出荷額の推移】



出典：工業統計調査、経済センサス活動調査

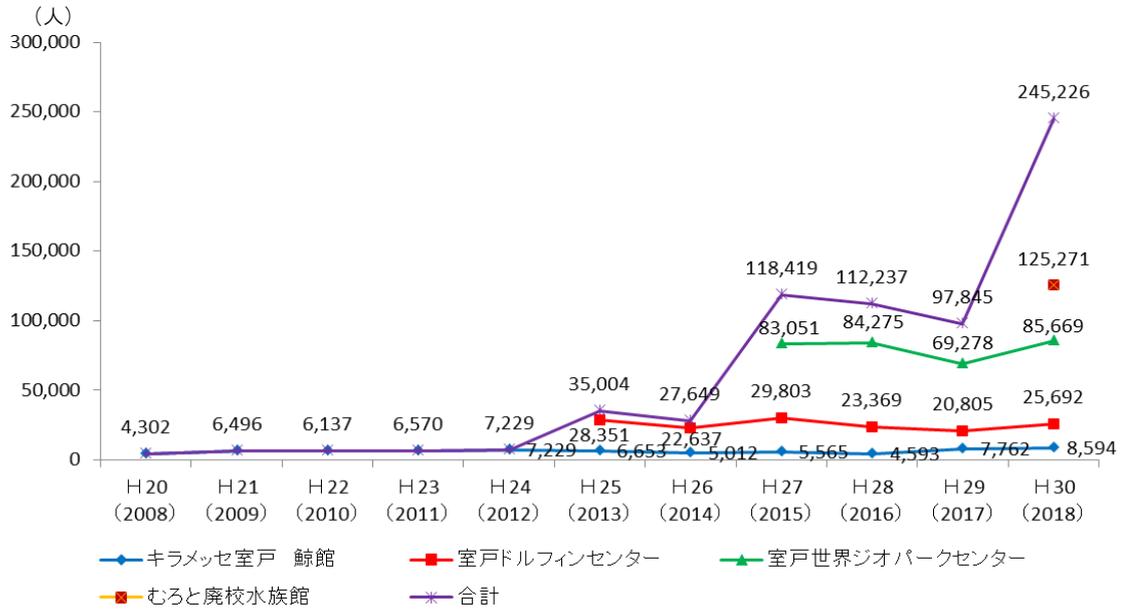
5 観光

観光は、室戸岬を中心とする海岸線が室戸阿南海岸国定公園に指定されており、世界遺産登録を目指している四国霊場八十八箇所の3霊場、吉良川の町並み、室戸岬灯台、だるま朝日・夕日など恵まれた観光資源を有し、「室戸ユネスコ世界ジオパーク」に認定されるなど県東部地域の観光拠点となっています。

また、近年では観光施設の整備に取り組み、平成 25 (2013) 年に室戸ドルフィンセンター、平成 27 (2015) 年に室戸世界ジオパークセンター、平成 30 (2018) 年に室戸市海洋生物飼育展示施設 むろと海の学校（通称、むろと廃校水族館）を開設しました。

これにより、施設入込客数は 7,000 人（平成 24 (2012) 年）から 35,000 人（平成 25 (2013) 年）、118,000 人（平成 27 (2015) 年）と増加し、平成 30 (2018) 年には 245,000 人となるなど新しい人の流れを作り、交流人口の拡大に大きな効果をもたらしています。

【主要観光施設利用状況の推移】



出典：高知県「県外観光入込・動態調査報告書」



■むろと廃校水族館



■室戸ドルフィンセンター

6 道路・交通

主要道路は、幹線道路である海岸沿いの一般国道55号と一般県道椎名室戸線となっています。

一般国道55号は、産業や生活、都市基盤の主要道路になっています。

一般県道椎名室戸線は、既設の三津坂トンネルが狭隘な上、劣化が著しいことなどから早急な整備を必要としています。室戸岬経由の一般国道55号を東西に結ぶ、県東部の生活基盤を支える重要な交通路線としての役割を担っています。

交通機関は、鉄道が通じていないため、自家用車や路線バス、タクシーが主要な交通手段となっています。

沿線住民の減少などにより路線バスの利用者は減少しているものの、便数は比較的多く運行しており、児童生徒や高齢者などが多く利用しています。関西圏からのアクセスは、室戸～阿南～大阪なんば間で直通の高速バスが1日1便の運行を行っています。



■室戸市主要道路網図

第3章 室戸市の現状と課題

1 人口

国勢調査による本市の人口は連続して減少で推移しており、このことから40年後の令和42（2060）年に予測される人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計で、2,375人となっています。

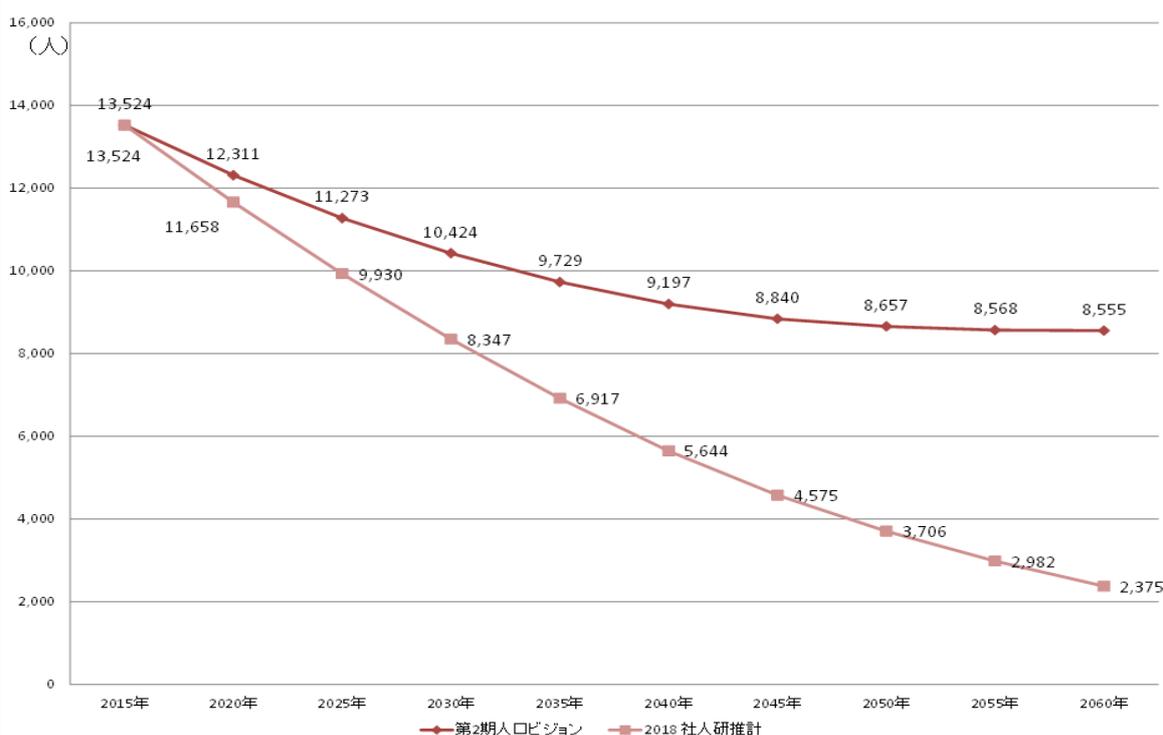
このような状況の中、人口の減少に歯止めをかけるためには、流出人口の対策を行い、流入人口・交流人口の拡大を図ることが必要です。

そして、子どもから高齢者まで、幅広い層を対象とした施策を講じることが重要であり、総合的なまちづくりが求められています。

そのため、本市では、産業の振興や企業誘致、雇用促進などにより、雇用の場の確保を図り、保健・医療・福祉、教育、文化、生活環境などの整備を進めることで、快適で安心・安全な生活が送れるまちづくりに、今まで以上に取り組んでいくことが必要です。

令和2（2020）年3月に策定した「第2期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口減少対策を行うことで、令和42（2060）年に8,500人の人口を維持する目標を掲げ、その目標を達成するために、「①合計特殊出生率を令和32（2050）年に2.27に回復させる。」ことと、「②現在の純移動が若干縮小しつつ、年間49組の若年夫婦の移住を促進するか、転出抑制対策を図る。」ことによって実現するとしています。

【人口の将来展望】



2 産業・観光

本市は、温暖な気候に恵まれ、美しい自然と豊富な資源、多くの歴史や文化遺産を有しており、全国にも誇れる魅力あふれる地域です。

室戸ユネスコ世界ジオパークによる地域振興や海洋深層水による商品化、備長炭の製造・販売はこれらの資源を活用した好事例と言えます。

しかし、資源活用による産業振興は十分であるとは言えません。人口減少対策のためにも産業振興を図り、魅力ある仕事を開拓し人材確保に努める必要があります。

そのため、地産地消の徹底や地産外商の推進を図り、各産業分野を越える連携を強化し、より価値の高い魅力ある「ものづくり」や商品の販路開拓・販売拡大への取組を進めること、事業を継続して引き継ぐ事業承継を進めること等が求められます。

また、テレワークでの仕事を行う企業の誘致や、起業による雇用創出も図っていく必要があります。

3 保健・医療・福祉・子育て

保健・医療・福祉は、地域住民が抱える問題が複雑化・複合化する中で、従来の分野別の支援体制では、対応が困難な事例が多くなっており、保健・医療・福祉などの分野が、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、「断わらない支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」など、包括的な支援体制を早期に構築することが課題となっています。

そのため、これまで以上に連携・協働を図り、地域の現状・課題を共有して、協議・議論を深め、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進める必要があります。

市内には一般病床を有する医療機関や、救急対応のできる医療機関が無いことから、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域医療の充実が求められています。

新たな市立診療所の整備により、医療介護連携の取組を進めるなど、保健・医療・福祉等の連携による、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

子育てについては、妊娠期・出産期から子どもの成長に応じたきめ細かな支援を通じて、安心して子育てできる環境を提供していく必要があります。

さらに、子育て家庭への声かけや見守りを行うネットワークづくりなどにより、地域で子育てを支え合う取組を進めることが求められています。

4 教育・スポーツ・文化

教育は、人の成長に合わせて保育・幼児教育、義務教育、高等学校教育、青少年健全育成、生涯学習を行っています。それぞれの教育を通じて、ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、生きる力を育む市民の育成を目指しています。

また、室戸市民が様々なスポーツや文化活動等を行い、それぞれの趣味や生きがいを持つことが、本市の元気なまちづくりにつながっていきます。

そのために、教育環境の整備、教育内容の充実を図るとともに、生涯学習、スポーツ、文化活動への参加者を増やし、人材育成を図っていく必要があります。

5 防災・交通・情報通信

防災は、近い将来高い確率で発生すると予想されている南海トラフ地震や、近年大型化している台風などの自然災害への迅速な対応が必要です。防災活動を支えるための装備や資機材の整備を進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識や対応力を高めることが求められるため、防災計画の見直しや避難路などの整備、防災訓練に取り組むとともに、災害発生時に備えて避難所の環境整備などを行う必要があります。

道路は、一般国道 55 号と県道椎名室戸線が主要道路となり、本市の産業・生活を支えています。

しかし、一般国道 55 号では、佐喜浜町入木から東洋町野根までの区間において、連続雨量 250mm で通行が規制されるほか、台風等による越波や高潮により、度々通行止めとなる区間があることから、その代替道路等、災害発生時に迂回できるルート of 整備や、狭隘な三津坂トンネルの拡幅整備が求められています。

交通は、路線バスが主要道路で運行されており、高齢者等車を持たない人の交通手段として利用されていますが、さらなる利便性向上のため、地域の実情に沿った新たな交通システムの導入を検討する必要があります。

港湾は、室津港と佐喜浜港の 2 つがあります。交通や物流機能を持っていませんが、災害発生時には船舶の避難や救援物資の陸揚げなど防災拠点としての位置づけを行うなど、多面的な活用を図る必要があります。

情報通信は、これまで都市部との情報格差を是正するため、市内全域への光ファイバー網の整備や携帯電話不感地域への携帯基地局の整備など、市民生活に直結した情報通信基盤施設の整備を推進してきました。

今後も時代に応じた市民のニーズに応えるために、情報通信基盤を活用した産業の振興や

地域経済の活性化、防災面も含めた市民生活の向上につながる取組を進めていく必要があります。

6 人権・協働・地域づくり

本市は、人権問題に関する取組として、平成10（1998）年に「室戸市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成18（2006）年には「室戸市人権施策基本方針」を策定し、この基本方針を踏まえた「室戸市人権施策推進計画」を平成26（2014）年度に策定して、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者など、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を総合的に行ってきたしており、現在「第3期室戸市人権施策推進計画」（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）の施策を実施しています。

人権啓発に関しては、これまでに同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者など多様な課題に対して、個別に諸施策を展開してきました。その結果、全般的には人権意識の高まりは見られますが、同和問題のように今なお誤った知識や偏見による差別、社会習慣に基づく男女平等意識の偏重、いじめや児童虐待など、人権尊重の認識が十分でないことから生じる事象も依然として見られています。

これらの課題解決のためには、行政が率先して様々な機関や組織、団体等と連携や協力を促し、市民の人権意識を高めていく中で、人権が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

また、近年においては、これまでの人権課題に加えて、LGBTなどの性的指向や性自認に関する人権課題も重要視されてきており、多様性を認め合う「ダイバーシティ」の理解を深めることは少子高齢化や国際化が進み、価値観が多様になってきている現代社会では重要となっています。

また、市民参画と協働によるまちづくりを目指し、平成29年3月に「室戸市まちづくり条例」を制定しており、市民一人ひとりが共助の気持ちを持って地域で活躍することが求められています。

市民参画による協働のまちづくりが地域防災力の強化や地域の伝統文化の継承、交流人口・関係人口づくりにつながります。

これらの活動を活発にしていくためには、協働のまちづくりをけん引する地域人材や市職員の育成を図る必要があります。

7 生活環境

本市の水道施設は、平成29年度に上水道施設と簡易水道施設が制度上統合され、上水道（旧簡易水道含）と飲料水供給施設等となりました。

しかし、水道施設が置かれている地形的な環境は変わらず、小規模で分散した形態は変わらないため、効率的な水道経営が難しい状況です。

今後も、老朽管の布設替や耐震化などの整備や、水道施設が整備されていない小規模な地域へ、国・県等の支援も受けて、飲料水供給施設等の施設整備を進めることが必要となっています。

本市の公営住宅は602戸ありますが、現在170室程度が空き室となっており、全体的に老朽化が進んでいますので、今後の需要予測や南海トラフ地震による影響等を勘案し、津波浸水区域にある老朽化が著しい公営住宅を津波浸水区域外に集約していくことが必要となっています。

火葬場は、平成27年度に完成し運用しています。今後も市民ニーズに対応した運営を行っていく必要があります。

一般・粗大・可燃性大型粗大ごみは安芸広域メルトセンターで、資源・鉄製大型粗大・埋立ごみ・し尿は、市内の各施設で適正に処理をされており、今後も円滑な処理が期待されています。

また、ごみの減量化を進めるため、コンポストの普及などに努めるとともに、リサイクルへの意識啓発や体制の強化が必要となっています。

一方、不法投棄については、注意掲示や定期的な監視パトロールを強化する必要があります。

8 行財政

本市は、「室戸市集中改革プラン推進計画（平成19（2007）年度～22（2010）年度）」、「新・室戸市行財政改革プラン（平成23（2011）年度～25（2013）年度）」、「第2期新・室戸市行財政改革プラン（平成26（2014）年度～平成28（2016）年度）」、「室戸市財政運営計画（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）」に基づき、給与の抑制や定員管理に基づく職員数の削減、事業の見直しなどにより、経費の節減を図り、財政健全化に取り組んできました。

しかし、基幹産業の衰退や人口の減少などにより、市税が減少するなど、依然深刻な状況が続いています。

今後、地方交付税や地方税などの経常一般財源の増加が期待できない一方、高齢化による扶助費や医療費などの増加により、義務的経費の増加が予想されるため、財政状況の悪化が懸念されます。

加えて、今後30年以内に70%~80%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震に対する防災対策や庁舎の耐震化等、また、近い将来公共施設等の老朽化に伴う更新経費や維持管理経費の増加が予想されています。

そのため、徹底した内部管理経費の削減、事務事業・公共事業の見直し、地方債の新規発行額の抑制等に取り組むとともに、地域における特徴ある資源を活かした、新たな財源確保に向けての施策を積極的に展開し、計画的かつ健全な行財政運営を目指す必要があります。

第2編. 基本構想

第1章 まちの将来像

本市には、世界に誇れるユネスコ世界ジオパークに認定された豊かな自然があります。伝統的な町並み、祭、郷土芸能などかおり高い文化があります。

そして、あたたかなコミュニティがあります。このすばらしい環境の中で、市民一人ひとりが、役割を持って「生き生きと活躍することで、健康と幸せと豊かさを実感できるまち」の未来が拓けると考えます。

市民の活躍が自慢できるわがまち室戸をつくり、次世代を育成し、未来につないでいくことを目指して、「室戸市民憲章」と「室戸市まちづくり条例」に規定するまちづくりの基本理念を踏まえ、基本構想に掲げる「まちの将来像」を次のように定めます。

みんなが生き生きと活躍し、 健康と幸せと豊かさを実感できるまち

①生き生きと活躍しよう

未来を夢見る子どもたち、その子どもたちを育て経済をけん引する現役世代、経験と知識を地域に役立てている熟年世代、みんなが生き生きと活躍しているまちは元気です。

そして、そのようなまちに住んで成長したいと思う人が増えていくような、市民総活躍のまちづくりを進めます。

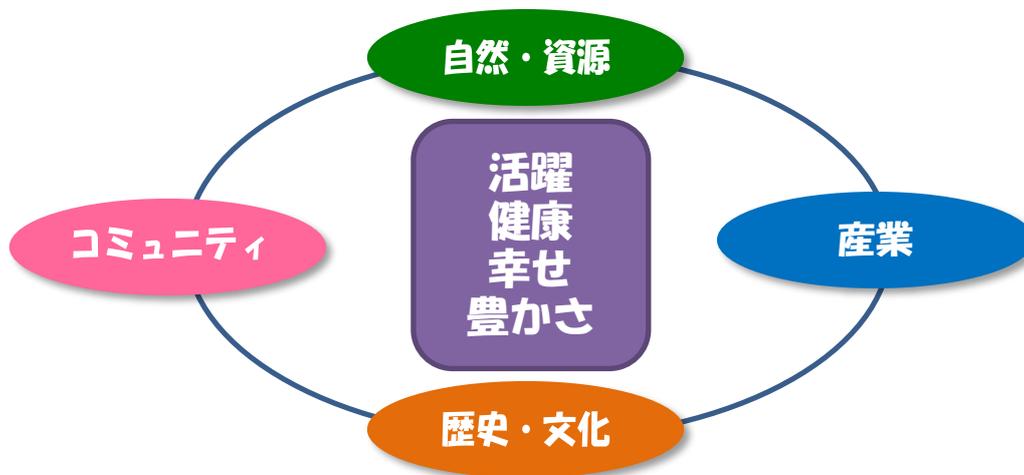
②健康と幸せと豊かさを実感しよう

豊かな自然の恵みを満喫し、災害対応に安心でき、医療・福祉のもと健康に暮らせ、伝統文化やスポーツに親しみ豊かな心を持つことで、このまちで健康と幸せと豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

③協働で役割を果たそう

社会を構成しているのは、市民・地域コミュニティ・事業者・団体・市といった多様な主体です。相互に助け合いながら協力し合う「協働」をさらに進め、住む人、働く人、訪れる人、これから訪れるかもしれない人、みんなが役割を果たすことで、未来に向けて前進するまちづくりを進めます。

【将来像概念図】



※室戸市が有する「自然・資源」「産業」「歴史・文化」「コミュニティ」という素晴らしい環境の中で、市民一人ひとりが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまちを概念図として表しました。

【室戸市民憲章と室戸市まちづくり条例（まちづくりの基本理念）】

●室戸市民憲章（昭和 55（1980）年 10 月 21 日制定）

- 1 自然を愛し、環境を整え、美しい住みよいまちをつくりましょう。
- 1 歴史と伝統を尊び、教育を重んじ、かおり高い文化を育てましょう。
- 1 平和を守り、お互いの人格を認めあう、心あたたかな市民になりましょう
- 1 たくましい心と体で、室戸市の豊かな未来を拓きましょう。

●室戸市まちづくり条例（平成 29（2017）年 3 月 24 日制定）抜粋

第 4 条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることが基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主役であり、主権は市民にあります。
- (2) 市民、市議会及び市は、対等な立場で役割分担を意識しながら、意見を交わしあい、それぞれがまちづくりに主体的かつ積極的に関わっていくものとします。
- (3) まちづくりは、市民参画及び市民、市議会及び市の相互の信頼関係に基づく協働を基本として、推進していくものとします。
- (4) 本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとします。

第2章 基本目標

室戸市の将来像の実現に向けて、基本目標を次のように定めます。

まちの将来像

**みんなが生き生きと活躍し、
健康と幸せと豊かさを実感できるまち**

将来像実現のための
7つの基本目標



第3編. 基本計画

第1章 基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちの将来像を実現するために実行する主要な施策を体系的にまとめたもので、基本目標毎の施策の目的や方向性を定めたものです。

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和11（2029）年度までの9ヶ年です。

前期基本計画の計画期間は、第2期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連性を踏まえ、4年間です。

【基本計画の体系】



第2章 基本目標毎の基本施策

7つの基本目標毎に推進する施策を次のように定めます。

■基本目標1 明るく働く活力のあるまちづくり 体系図



基本目標 1 明るく働く活力のあるまちづくり

(1) 農業の振興

基本施策の目的

- 地域の実態に合った生産基盤の整備や生産・流通・販売体制の強化を図るとともに、地域の特性を活かした生産振興や産地間競争に勝ち抜くための産地づくりを進めます。
- 地域や環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を促し、生産消費活動を持続可能なものにするため、地産地消の推進や環境への負荷をかけない生産方式を目指し、農村が持つ多面的機能が維持できるよう取り組んでいきます。



施策の方向性

施策 1 生産基盤の整備

- 近代的な農業基盤の確立を目指すため、ほ場整備による優良農地の確保や農道、かんがい排水施設、ため池などの整備を進め、農地の高度利用を図ります。
- 中山間地域での農業を維持していくため、水田農業の高収益化や 6 次産業化を推進し、地産地消・地産外商活動による販売力の強化を図ります。

- 【主要事業】・地域ため池総合整備事業（県営事業負担金） ・耕地自然災害防止事業
- ・農業競争力強化農地整備事業 ・農地耕作条件改善事業 ・中山間地域等直接支払交付金事業
 - ・多面的機能支払交付金事業 ・経営所得安定対策事業 ・農山漁村振興交付金（地域活性化対策）事業
 - ・中山間地農業ルネッサンス事業 ・地域営農支援事業（中山間複合経営拠点） ・耕作放棄地対策事業

施策 2 担い手の確保・育成

- 地域の高齢化・過疎化の著しい進行により、地域農業の中核である担い手が将来減少していくことが予想されることから、産地提案書に基づく就農希望者を確保し、将来の地域農業の担い手へと育成していきます。
- 各種制度資金や補助金を活用した農業用機械・施設の導入、農地中間管理事業を活用した農地の集積を図ることで、担い手の育成に取り組みます。
- 個人以外の担い手である集落営農組織の組織化・法人化への支援を進めるとともに、企業の農業分野への進出に対する支援、福祉分野と農業分野での連携の強化を実施していきます。

- 【主要事業】・農業次世代人材投資事業（経営開始型） ・経営継承 ・発展等支援事業
- ・人・農地プラン策定（人・農地問題解決加速化支援）事業 ・農地中間管理事業（農地集積交付金）
 - ・強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金事業（先進的農業経営確立支援・地域担い手支援タイプ）
 - ・農福連携事業 ・担い手支援事業（研修事業） ・地域営農支援事業（集落営農組織）
 - ・サポートハウス事業 ・新規就農者農地確保等支援事業

施策 3 産地のまとまりの強化

- 野菜、果樹など園芸作物類は、園芸用ハウス整備事業を中心とした産地の維持拡大と集団産地育成を図るとともに、環境制御技術等の支援やスマート農業への取組を積極的に行い、収量増を目指します。

- 畜産は、耕作放棄地を利用した放牧や飼料用作物の栽培などを推進し、優良な肉用牛・豚の生産を図るとともに、レンタル畜産施設事業等を活用して、増産に対する支援を行います。
- 家畜の感染症である豚コレラ、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の対策としては、畜産農家や県家畜保健所などと連携し、飼養衛生管理の徹底や早期発見の監視強化など、防疫対応の強化を図ります。

【主要事業】・次世代型ハウス・園芸用ハウス整備事業 ・燃料タンク対策事業 ・環境制御技術高度化事業
・スマート農業推進事業 ・環境保全型農業推進事業 ・労働力確保対策事業
・室戸市農業研究会補助事業 ・レンタル畜産施設整備事業 ・土佐和牛経営安定基金貸付事業

施策 4 鳥獣被害対策

- イノシシやシカ・サル・カラスなどの有害鳥獣に対して、猟友会・鳥獣保護員・農業協同組合・森林組合などと連携して捕獲・駆除を行い、森林・農林作物への被害の軽減を図るとともに、ICT等を活用したスマート捕獲等の取組についても支援していきます。
- 鳥獣の進入を防ぐため、防護柵を設置し、農地等への被害の防止に努めます。
- 狩猟免許取得を支援し、狩猟者の高齢化・担い手不足の解消を図ります。

【主要事業】・有害鳥獣駆除事業（鳥獣防止総合対策交付金事業・シカ個体数調整事業） ・鳥獣被害緊急対策事業
・新規狩猟者確保事業

(2) 林業の振興

基本施策の目的

- 健全で生産性豊かな活力ある林業の発展のために、地域の実態に合った生産基盤の整備、生産体制の強化を図るとともに、スマート林業、「林業イノベーション」の推進により森林資源を活かしたまちづくりを目指します。
- 県内でも主要な産地である土佐備長炭については、生産・出荷・販売体制の強化事業を進めます。



施策の方向性

施策1 生産基盤の整備

- 林業の生産活動を活性化するため、林道や作業道の拡充を図り、生産基盤の整備を推進します。
- 植樹や間伐などの森林整備や企業、地域との森林保全活動など、より良い森林環境づくりの取組を進めます。

【主要事業】・山地災害防止事業 ・林道開設事業（県営事業負担金） ・農山漁村地域整備交付金事業
・森林整備地域活動支援事業（作業道整備など） ・地域林業総合支援事業
・緊急間伐総合支援事業 ・協働の森づくり事業 ・森林病虫害防除事業促進事業

施策2 新たな人材の育成と特用林産の振興

- 令和元（2019）年度より森林経営管理制度が始まり、経営の効率化を図るため、森林の集約化を行います。その前提として森林資源の解析、森林整備ビジョンを作成し、効果的な集約を図っていきます。
- 各種制度資金を活用し、経営基盤の強化を図るとともに、自主的な組織活動の支援や研修を行い、担い手の育成・確保に努めます。
- 間伐材の高付加価値化を図り、土佐備長炭・シキミ・サカキといった特用林産の生産・販売の強化を行います。

【主要事業】・森林経営管理システム事業 ・土佐備長炭生産、出荷、販売体制強化事業 ・土佐備長炭原木確保事業
・特用林産業新規就業者研修支援事業 ・特用林産振興事業 ・製炭窯設置支援事業

(3) 水産業の振興

基本施策の目的

- 遠洋・沖合・沿岸漁業の振興と併せて、安全・安心な集落づくりに向け、漁港などの施設の整備や保全を進めるとともに、資源管理型漁業やつくり育てる漁業、新しい流通加工体制の推進により、若者が定着できる活力と魅力ある漁村社会の形成に取り組みます。



施策の方向性

施策 1 遠洋・沖合・沿岸漁業の振興

- 遠洋・沖合漁業では、マグロの販売促進事業や経営改善対策の推進とともに、赤道付近の諸外国による乱獲の防止対策など、関係業界団体と一体となって、国・県などに要望・要請を行います。
- 羽根漁港、傍土漁港、菜生漁港について、計画に沿った保全事業を実施します。
- 沿岸漁業においては、補助事業を活用して就業環境の改善と後継者対策を進め、活力ある漁業を作ります。

【主要事業】・水産業基盤ストックマネジメント事業 ・種子島周辺漁業対策事業
・全国遠洋沖合漁業信用事業（保証制度） ・全国漁獲共済事業 ・漁船導入支援事業
・沿岸漁業設備投資促進事業 ・新規漁業就業者支援事業

施策 2 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

- 稚魚・稚貝の放流や有害魚の駆除など、磯根礁を含めた漁場整備と漁業調整により、持続的な資源の利用を目指すとともに、魚類による食害や海水温上昇など様々な要因が考えられている磯焼けについては、国、県と連携し対策に取り組みます。
- 海洋深層水を利用した、スジアオノリの養殖やサツキマスの養殖などを拡大し、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」を推進します。

【主要事業】・スジアオノリ養殖事業 ・藻場調査及び漁場回復の推進事業 ・稚魚・稚貝放流事業
・環境・生態系保全活動支援事業

(4) 商工業の振興

基本施策の目的

- 商工会や経営者との連携を強化し、商業診断や経営相談指導の充実を図るとともに、デジタル社会に適応した商工業振興に取り組み、地域経済の活性化に向けた支援を推進します。
- 中小企業の技術水準の向上や設備の近代化を図るため、産・学・官の連携や異業種間の交流などを推進します。また、各種融資制度の斡旋や新技術の導入、経営力の向上を図るため、事業者の現状や要望の把握、支援体制の強化に努めます。



施策の方向性

施策1 商業の活性化

- 室戸市中心市街活性化計画の具体的な施策として、文化・憩い・レジャーなどを兼ね備えた「くらしの広場」のような商店街の形成や共同店舗形態の研究・整備を進めます。
- 「室戸市プレミアム付商品券発行事業」などを継続及び、オンライン決済・地域通貨等の導入、普及を図ることで地域経済の活性化につなげます。
- 高知県や室戸市商工会等と連携し、市内での創業や市内企業の事業承継、設備投資等の支援及び既存の商店のブラッシュアップを推進します。
- 事業者の情報発信力を高めるため、SNSの活用方法などに関するセミナーの開催等を行います。

【主要事業】・地域商品券発行事業 ・ 中小企業への保証料補給事業 ・ 地域商店街活性化事業 ・ 創業支援事業

施策2 商工業支援の充実

- 中小企業事業者の現状や要望を把握し、経営力の向上、技術水準の向上、設備の近代化を図るため、各種融資制度の斡旋をはじめとする支援に努めます。

【主要事業】・制度資金斡旋

(5) 観光の振興と移住・交流の推進

基本施策の目的

- 体験観光メニューの開発・磨き上げにより、周遊観光の促進やワーケーションの推進に取り組み、滞在時間の長期化を図ります。また、室戸ユネスコ世界ジオパークなど、地域資源の活用や周辺市町村との広域観光を推進し、インバウンド観光を含め交流人口の拡大に努めます。
- 受入体制の磨き上げとして、観光地の美化や、おもてなしの心づかいを浸透させ、観光客が「また来たい」「ここに住みたい」と思う観光のまちづくりに努めます。
- 移住促進対策は、体験住宅のアフターコロナを踏まえた改修・活用及び総合的な情報戦略に努め、移住希望者を確保するとともに、移住相談窓口の充実、受入居宅の充実を図り、移住後のサポート体制の強化に努めます。



施策の方向性

施策 1 室戸ユネスコ世界ジオパークの推進

- 市内の各サイトを活動拠点とするガイド団体によるガイドツアーを軸に、室戸ユネスコ世界ジオパークの地質・地形と歴史や産業、また、雄大な自然の中で展開するオリジナリティーあふれる体験プログラムを開発していきます。
- 特産品製造の見学や体験などを観光メニューとして開発し、観光客の周遊性と購買意欲を高め、地域経済への波及効果を狙います。
- 近年増えてきている外国人や県外観光客の誘客に向け、情報媒体を効果的に活用した情報発信をするとともに、都市部において積極的なPR活動に努めます。
- Wi-Fi環境の整備やパンフレットの多言語化などによる受入体制の強化など、外国人観光客が室戸ユネスコ世界ジオパークを存分に楽しめる観光地づくりを目指します。

【主要事業】・ジオパーク推進事業

施策 2 地域間連携と交流事業の推進

- 高知県東部観光協議会及び周辺市町村と連携し、広域的な観光ルートの策定などの地域連携を推進します。
- 友好交流都市との中・高校生の海外受入・派遣事業といった相互訪問などを引き続き実施するなど、国際交流事業を推進するとともに、6月10日の「むろとの日」の交流事業や出会いのイベントを開催するなど、交流人口の拡大を図ります。

【主要事業】・AMA 地域連携推進事業 ・恋人の聖地活用事業
・友好都市（ポートリンカーン市）交流事業（親善団受入・中高校生派遣）
・むろとの日実行委員会事業 ・出会いのきっかけづくり事業

施策3 体験型観光等の推進

- 室戸ユネスコ世界ジオパークの本質である地形・地質遺産と、その上に成り立つ人の暮らし、市内に点在する拠点施設や文化サイトをつなぐジオツーリズムを推進します。
- 健康をキーワードとして、本市の食材等を活かした「ヘルシーメニュー」を開発し、既存の観光コンテンツと合わせたヘルスツーリズムを推進します。
- 世界遺産登録を目指している四国霊場八十八箇所3霊場、吉良川の町並みなどの文化資源と、体験型マリンスポーツをつなぐ文化・スポーツツーリズムを推進します。
- 一次産業の収穫等体験や、地場産品の製造見学、恵まれた自然等を活用した釣りなど、体験メニューの掘り起こし、磨き上げを進め、滞在時間の長期化を図ります。
- 中学生、高校生等を対象として、民泊やサイクリング、カツオのたたき作り、釣りなどの体験メニューに加え、新たな体験メニューの開発やブラッシュアップにより室戸を満喫する教育旅行を推進します。

【主要事業】・ジオツーリズム事業 ・ヘルスツーリズム事業 ・文化・スポーツツーリズム事業 ・教育旅行事業

施策4 観光関連施設整備や磨き上げ

- 既存施設の安定的な運営のため、適切な維持管理に努めます。
- 新たな観光案内サインの整備に加え、適宜内容のリニューアルを行います。
- キャッシュレス決済の推進など、ICTの活用をはじめ先進技術の導入による観光客の利便性向上に取り組みます。
- インバウンド観光の推進強化に向けた基盤整備に取り組みます。

【主要事業】・観光関連施設整備事業

施策5 関係人口の創出・拡大

- 首都圏や関西圏の室戸応援隊との交流やふるさと納税制度を活用し、本市に関心を持っている寄附者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供するなど、本市を応援してもらえる仕組みづくりを行うことで将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大を図ります。

【主要事業】・室戸応援隊との交流事業 ・ふるさと納税者との交流関係づくり

施策6 移住の促進

- 総合的な情報戦略として、テレビ・新聞・雑誌・れんけいこうち Web サイト、ホームページ、SNSによる情報発信を実施します。
- 移住体験ツアー等を通じて移住につながる活動を展開するとともに、既移住者と市が協力し観光イベントへの出展や、移住者同士が交流する場を提供します。
- 移住体験住宅の改修整備（アフターコロナに対応した住宅）を推進します。
- 空き家改修等の受入環境の整備を行うことで、室戸市への移住を促進します。

【主要事業】・移住促進のPR事業 ・空き家改修事業

(6) 海洋深層水の有効活用

基本施策の目的

- 海洋深層水は、本市の貴重な地域資源であり、食品などの製造分野、健康・美容分野など多方面において有効活用され、新たな企業誘致や雇用促進につながってきました。産・学・官の連携を強化し、新製品開発やブランド化を進めるとともに、販路開拓に努め、地域産業の活性化を図ります。



施策の方向性

施策1 海洋深層水産業の活性化

- 室戸海洋深層水の清浄性、富栄養性などの特性を利用した新たな事業の創設やプロモーション対策を講じるとともに、活用推進構想を策定し、さらなる利用促進に取り組んでいきます。

【主要事業】・海洋深層水利用拡大事業

施策2 関係機関・団体との連携事業の推進

- 室戸海洋深層水商品を製造・販売している企業で構成する、高知海洋深層水企業クラブや高知県海洋深層水研究所などとの連携をさらに強化し、海洋深層水産業の発展を図ります。
- 高知海洋深層水企業クラブへの加盟企業の増加を図るとともに、知名度をアップする効果的なPR事業を実施します。

【主要事業】・高知県海洋深層水研究所連携事業 ・高知海洋深層水企業クラブ連携事業

(7) 企業誘致の推進と雇用の確保

基本施策の目的

- 道路・情報通信などの基盤を整備し、企業誘致推進条例、コールセンター等誘致促進条例を活用して、新規企業の誘致を推進するとともに、現在立地の企業訪問を定期的に行い、フォローアップを図り、関連企業などの誘致につながるよう努めます。
- 若者の雇用対策を図るため、地元企業の情報発信や産業の振興、企業誘致に努めるなど、地域雇用開発の施策の導入を進めます。



施策の方向性

施策1 企業誘致の推進

- 企業立地に向けた基盤整備として、道路の拡張・改良、情報通信、上水道整備などを進めます。
- 企業誘致推進条例、コールセンター等誘致促進条例を活用して、新規企業の誘致を推進します。
- 立地企業訪問を定期的に行い、現状や要望を把握するフォローアップを図り、その関連企業などの誘致につながるよう努めます。
- 令和2(2020)年度の新型コロナウイルス感染拡大で、テレワークが一般的になったことから、オフィスワーク系の企業誘致を推進します。そのための必要な情報通信インフラの整備も推進します。

【主要事業】・企業誘致推進事業（奨励金の交付他） ・市内企業定期訪問事業 ・コールセンター等誘致促進事業

施策2 雇用の確保

- 国、県の雇用に係る交付金や補助制度を活用して雇用促進に努めます。
- 安芸公共職業安定所と連携して市役所で行う「巡回ハローワーク」により、雇用促進に努めます。
- 中高生の地元企業への理解を深めるため、職場体験等を実施します。

【主要事業】・巡回ハローワーク事業

(8) 流通・販売の強化

基本施策の目的

- 「農林水産物・食品・海洋深層水関連商品の輸出」に向け、官民協働で認証資格の取得、施設整備を支援し、国際競争力の強化を推進します。
- 地産外商の取組を強化するため、事業者の確保・育成に取り組むとともに、新商品の開発・高付加価値に取り組むことで販路拡大を目指します。
- 地方でもデジタル社会に適應できるように、情報を提供するとともに、各種支援を推進します。



施策の方向性

施策 1 海外輸出に向けた体制整備の推進

- 「安心・安全」な農産物を海外へ提供するため、国際水準の GAP（農業生産工程管理）の取組に向けて官民の関係機関と連携して取り組んでいきます。
- HACCP（危害要因分析重要管理点）等に対応した施設・機器の整備を支援し、加工食品等の輸出に向けた体制を整備します。
- 伝統的産品については GI（地理的表示）の取得を推奨し、知的財産としての保護に向け取り組んでいきます。

【主要事業】・産地生産基盤パワーアップ事業 ・農畜産物輸出拡大施設整備事業 ・水田リノベーション事業

施策 2 流通及び販売促進の強化

- 集出荷場及び荷捌き所の将来の再整備に備え、必要な機器・設備の設置・更新に対する支援を行い、流通体制の強化を推進します。
- 海洋深層水の健康効果の臨床試験結果を活用した高付加価値の新商品開発を、産・学・官の連携により推進します。
- 室戸海洋深層水の関連商品を開発している県内外 110 社を超える企業と連携し、室戸海洋深層水ブランドを高めることによって、販売拡大を図ります。
- 高鮮度化や HACCP に沿った衛生管理を積極的に行うことにより、室戸魚のブランド化・高付加価値化に向けた取組を推進し、低価格な定置網漁獲物の販売戦略にも取り組みます。
- 効果的な PR 活動や水産加工施設の整備等に取り組む、地元水産物の需要の拡大及び価格向上を図ります。

【主要事業】・強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金事業（産地基幹施設等支援タイプ）

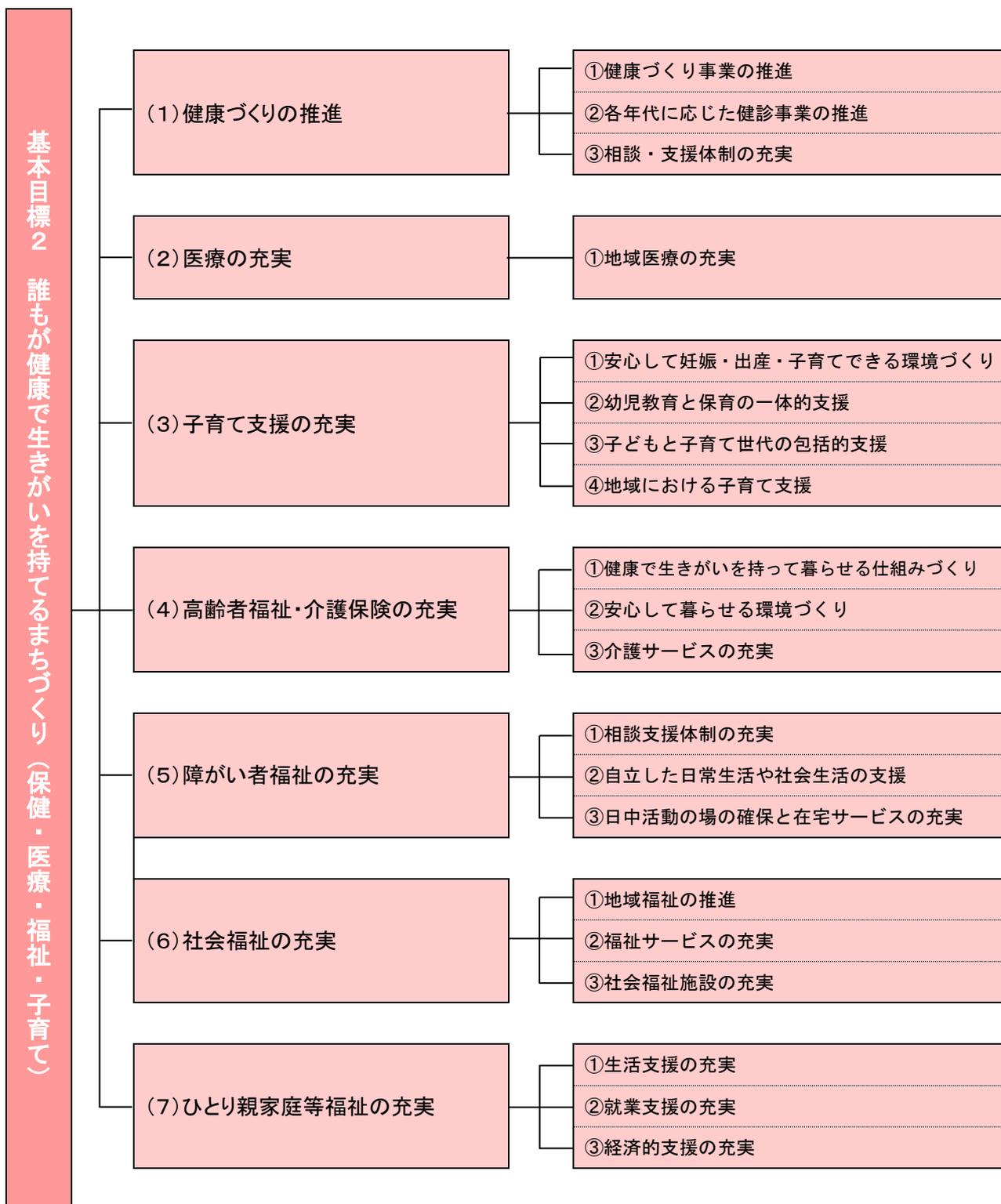
- ・中山間地域集出荷支援事業 ・芸東地区消費拡大連絡協議会補助金 ・高知大学連携事業
- ・海洋深層水機能性調査事業 ・室戸魚のブランド化促進事業 ・新たな加工技術の推進事業

施策 3 デジタル社会に適應した Web 通販等の推進

- 県や商工会などと連携し、Web 通販に関するセミナーの開催や新たな技術の導入支援など体制強化を推進します。

【主要事業】・セミナーの開催

■基本目標2 誰もが健康で生きがいを持てるまちづくり 体系図



(1) 健康づくりの推進

基本施策の目的

- 誰もが生涯にわたって健やかに生きがいを持って過ごせるよう、健康づくり事業の推進を図るとともに、乳幼児から高齢期までの各年代の検診制度を活用し、健康意識の啓発及び疾病の早期発見、早期治療につなげます。



施策の方向性

施策1 健康づくり事業の推進

- 「世界一健康づくりが楽しめるまちづくりプロジェクト」を推進し、市民一人ひとりが健康について自らが気付き、考え、健康づくりに積極的かつ楽しみながら取り組める環境づくりに取り組みます。
- 健康応援団等サポーターの育成を図り、地域における自主的なグループの活動を支援します。

【主要事業】・世界一健康づくりが楽しめるまちづくりプロジェクト ・シレストむろと利用促進事業
・健康運動教室事業 ・食教育事業

施策2 各年代に応じた健診事業の推進

- 特定健診や各種がん検診等の受診率向上を図り、疾病の早期発見、早期治療につなげます。
- 30代の若年層を対象とした健診を実施することで、健康に関心を持つ機会を拡充し、健康意識の啓発を行います。
- 妊産婦及び乳幼児健診の受診率向上を図り、子どもの頃からの健康づくりを推進します。

【主要事業】・各種健（検）診事業

施策3 相談・支援体制の充実

- 健康相談や各種健康教室を開催し、市民の健康に対する関心や意識の向上、情報や知識の普及を図ります。
- 悩み相談を必要とする人に対する支援を行い、「心の健康づくり」に努めます。高齢者については、地域包括支援センターと連携し、訪問・相談活動を行います。妊産婦や乳幼児については、健診などの機会や訪問による相談・支援活動を行います。

【主要事業】・妊産婦・子育て支援事業 ・市民交流広場事業 ・地域包括支援センター委託事業
・子育て世代包括支援センター事業

(2) 医療の充実

基本施策の目的

- 平成30(2018)年度に策定した室戸市地域医療計画に基づき、市民の方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、新たな有床の市立診療所を整備するなど地域医療の維持・充実に向け取り組みます。
- 在宅当番医、病院群輪番制に対する支援の継続、また、新診療所での軽症救急患者の受入体制の整備など、地域医療提供体制の充実に向け取り組みます。



施策の方向性

施策1 地域医療の充実

- 新たな市立診療所の整備に取り組むとともに、そこで働く医師、看護師等のスタッフの確保に向けた取組を進めます。
- 新たな市立診療所を中心とし、他医療機関や介護事業所等と連携を図ることで、地域医療の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。
- 高知大学医学部との連携により、市民の受療動向の分析や生活習慣病に関する実態調査等を行うなど医療需要等の把握に努め、病気の早期発見、早期治療に取り組むことや病気の重症化予防など、予防に重点を置いた医療の取組を進めます。また、今後のオンライン診療等の新たな診療方法の導入に係る検討を進めるなど、必要な医療提供体制の整備に向けた取組を進めます。
- 在宅当番医及び病院群輪番制等に対する支援を継続して行います。
- 地域医療確保支援事業や看護師確保対策事業による医療機関への補助等により、地域医療の維持・充実に向けた取組を継続して行います。

【主要事業】・市立診療所整備事業 ・医療機関支援事業 ・看護師確保事業 ・高知大学医学部連携事業
・救急医療、広域災害情報システム運営事業（高知県） ・救急医療施設運営事業（安芸郡医師会）

(3) 子育て支援の充実

基本施策の目的

- 子育てについては、本市の豊かな自然環境の中で、子どもの最善の利益が実現され、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域住民、学校等関係者なども含めたすべての市民が、「子どもたちが自ら学び育つ力」を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていきます。
- 地域社会全体で、子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが室戸市に深い愛着と誇りを持ち、将来の担い手として自立し、自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境整備を推進することにより、「ふるさとを愛し、心身ともに健全な生きる力を身に付けた子どもたち」の育成と子育て支援の充実を目指します。



施策の方向性

施策1 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

- 子どもと子育てをする親の健康確保に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母と子の健康づくりや相談・指導を通して育児不安の軽減に努めます。
- 安心して子どもを生み、育てられるよう、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

【主要事業】・子育て祝金の交付 ・室戸の赤ちゃんスターターキット事業 ・子育て世代包括支援センター事業
・妊産婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・乳幼児食育事業 ・子育てサポーター ・つどいの広場
・子育て支援ホームページの充実 ・乳幼児等医療費助成事業 ・産後ケア事業
・地域子育て支援拠点事業

施策2 幼児教育と保育の一体的支援

- 幼稚園等の教育的希望に対応し、既存の保育所においても教育と保育の一体的な提供ができるように努めます。
- 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。保護者の働き方や、教育・保育ニーズの多様化に対応するため、保育士等の確保、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

【主要事業】・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・一時預かり事業
・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
・保小連携事業 ・保育士の研修事業

施策3 子どもと子育て世代の包括的支援

- 地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、室戸市子育て世代包括支援センター「むろとっこ」を中心に、子どもや子育てに関する様々な相談に対応します。
- 子どもや保護者の状況を把握し、子育て家庭が抱える様々な問題への対応を協議し包括的な支援を実施することにより、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、必要時の個別ケース会議の開催を通じて、児童虐待の未然防止を図るなど育児不安の軽減に資する様々な取組を行います。

- 【主要事業】・子育て世代包括支援センター事業 ・社会的養育等の必要な子どもへの支援事業
- ・子どもの貧困対策事業 ・様々な支援を必要とする子どもへの対応

施策4 地域における子育て支援

- 専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 地域の行事や事業の中で、親子と高齢者や年齢の異なる子どもの異世代交流を推進します。

- 【主要事業】・放課後児童クラブ推進事業 ・放課後子ども教室推進事業 ・児童館事業 ・図書館活動
- ・公民館の活用 ・学校開放（体育館・運動場） ・市民館事業 ・児童遊園地・児童遊び場の整備
- ・乳幼児と地域の高齢者との世代間交流の推進

（４）高齢者福祉・介護保険の充実

基本施策の目的

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって安心して暮らせるための仕組みづくりである「地域包括ケアシステム」を、保健・医療・福祉機関などが連携して推進します。
- 地域に関心を持ち、地域住民相互のふれあいを大切にして、共に支え合う社会の構築に努めます。
- 介護人材の確保に努め、介護サービスの充実に努めます。



施策の方向性

施策１ 健康で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

- 高齢者が就労や様々な社会活動への参加、介護の担い手等として活躍していくことができる仕組みづくりを推進します。
- シルバー人材センターに事業委託を行い、高齢者の働く意欲と生きがいにつなげていきます。
- 要支援、要介護の状態になる前に、介護予防に関心を持ち、予防活動に取り組めるような魅力ある介護予防事業に取り組むとともに、「いきいき百歳体操」や「げんきクラブ」など、地域の自主活動の更なる拡大に取り組んでいきます。

【主要事業】・シルバー人材センター事業 ・いきいき百歳体操 ・げんきクラブ事業

施策２ 安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者の生活に対して地域の支え合いづくりを推進するとともに、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能充実や保健・医療・福祉の連携を強化します。
- 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の推進、地域共生社会の実現を目指します。

【主要事業】・配食サービス事業 ・外出支援事業 ・移動入浴車派遣事業 ・買い物支援事業
・家族介護慰労金給付事業

施策３ 介護サービスの充実

- 介護職員研修を実施し、介護人材の確保策を推進します。
- 介護サービスが必要な人に確実に提供されるようにするとともに、質的向上を図ります。
- 保険料負担の公平性と安定的な財政基盤を確保すること等により、健全かつ円滑な介護保険事業の運営を推進します。
- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保します。

【主要事業】・介護（予防）給付事業 ・介護予防事業 ・地域支援事業 ・介護職員初任者研修

(5) 障がい者福祉の充実

基本施策の目的

- 地域における生活の維持及び継続を図りながら、住民一人ひとりが、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築を進めます。
- 在宅サービス、相談支援事業などの充実を図るとともに、見守りや声かけ活動を推進し、障がい者が社会の一員として、生きがいをもって、自立した生活ができるよう、社会参加の促進に努めます。



施策の方向性

施策1 相談支援体制の充実

○障がい者の地域生活を支援するため、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、安定した相談支援体制を整備するとともに、支援を担う人材の確保と育成を進めます。

【主要事業】・相談支援事業

施策2 自立した日常生活や社会生活の支援

- 障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるように、就労支援の充実や日常生活用具の給付などを行い、福祉の増進に努めます。
- 障がい者とのコミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳及び要約筆記の派遣など障がい者への情報支援に取り組みます。
- 手話奉仕員養成講座など、地域ボランティアの育成を進めます。

【主要事業】・日常生活用具給付事業 ・手話奉仕員等養成事業 ・意思疎通支援事業 ・移動支援事業
・就労支援事業

施策3 日中活動の場の確保と在宅サービスの充実

- 障がい者が、施設入所や長期入院から在宅生活に移行するために、グループホームや日中活動の場の確保に努めます。
- 障がい福祉やサービス利用者が各種障がい者福祉サービスを受けられるように、関係機関と連携を強化して適切なサービスの提供に努めます。
- 重度の身体や知的障がい者の医療費や障がい者福祉サービスを利用する際の利用料など、自己負担の軽減を行います。

【主要事業】・障がい福祉サービス事業 ・補装具給付事業 ・日中一時支援事業 ・あったかふれあいセンター事業
・重度心身障がい児者医療費助成事業 ・自立支援医療費助成事業

(6) 社会福祉の充実

基本施策の目的

- 子どもから高齢者まで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、画一的な公的サービスだけではなく、住民同士の支え合いや地域の持つ力を生かした取組を推進します。
- 福祉サービスを総合的に利用することのできる体制づくりや、地域で安心して暮らすことのできる環境づくりなどとともに、市民の支え合いによる地域福祉の形成に取り組みます。



施策の方向性

施策1 地域福祉の推進

- 「室戸市地域福祉計画」に沿って、誰もが地域においてその人らしく心豊かに充実した生活を送ることができるよう、地域福祉を推進します。
- 地域住民や社会福祉に関係する事業や活動をしている人々が相互に協力して、共に支え合う社会の実現を目指します。
- 第4期地域福祉計画（令和4（2022）年度～）を策定し、さらなる地域福祉の充実を図ります。

【主要事業】・地域福祉計画の推進 ・地域福祉活動計画への支援 ・第4期地域福祉計画策定

施策2 福祉サービスの充実

- 地域で支援を必要としている方に対し、「地域包括支援センター」や「障がい者相談支援事業所」、「あったかふれあいセンター」を相談窓口として、適切なサービスを提供します。
- 高齢者や障がいの各種福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民やボランティア団体、NPO組織などと連携して、新たな福祉サービスの創出に努めます。
- 市内で唯一の就労継続支援施設B型（むろとうみがめ）にて、地域産業に関連した就労作業を実施し、就労を通じた地域との関りや理解の促進を図ります。
- あったかふれあいセンターにおいて、利用者と地域住民（子ども含む）の交流を目的とした事業の実施を行います。

【主要事業】・障がい者相談支援事業 ・あったかふれあいセンター事業 ・助け合いさわやかサポーター養成事業

施策3 社会福祉施策の充実

- 地域住民相互のふれあいを大切に、困りごとを助け合うために、高齢者や障がい者、子どもに声かけや訪問をするなど、地域で支え合う取組を推進します。
- 生活に困っている方に対しては、その程度に応じて必要な保護を行い、文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。
- 自立相談支援センターにおいて、自立相談支援事業・就労準備支援事業等を推進し、生活困窮者の自立促進に関して、包括的な事業を展開し、支援します。
- 犯罪や非行の防止に取り組むとともに、犯罪や非行をした方が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰ができるように、立ち直りを支援し、再犯の防止を推進します。
- 単身世帯が増加する中、地域社会との孤立や孤独死を未然に防止するため、地域で見守り合うネットワークづくりを進めるとともに、新たなあんしん見守りサービスの構築を図ります。

【主要事業】・生活保護 ・生活困窮者自立支援事業 ・再犯防止推進計画の推進 ・あんしん見守りサービス

(7) ひとり親家庭等福祉の充実

基本施策の目的

- ひとり親家庭等の生活の安定と充実を図るため、自立支援教育訓練給付事業などの就労支援を図るとともに、家庭児童相談室の充実を推進し、相談や指導が適時受けられるように取り組みます。



施策の方向性

施策1 生活支援の充実

- 民生・児童委員や社会福祉協議会、県福祉保健所などとの連携を強化して、生活相談・就業相談及び教育・医療などの経済的支援や生活指導を行うことで、母子・父子・寡婦世帯の生活の安定を図ります。
- 家庭の自立と安定により、児童の心身の健やかな成長につなげます。

【主要事業】・児童扶養手当支給事業 ・ひとり親家庭医療費助成事業

施策2 就業支援の充実

- ひとり親家庭等就業・自立センターなどと連携を強化し、就業に係る巡回相談や求人を開拓する就業促進活動を推進し、就業支援を行います。
- 県の貸付制度の窓口として、技能修得資金や修業資金、就職支度金などの周知を図るとともに、適切・迅速な対応に努めます。
- ひとり親家庭等の自立につながるように、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業において、補助を行います。

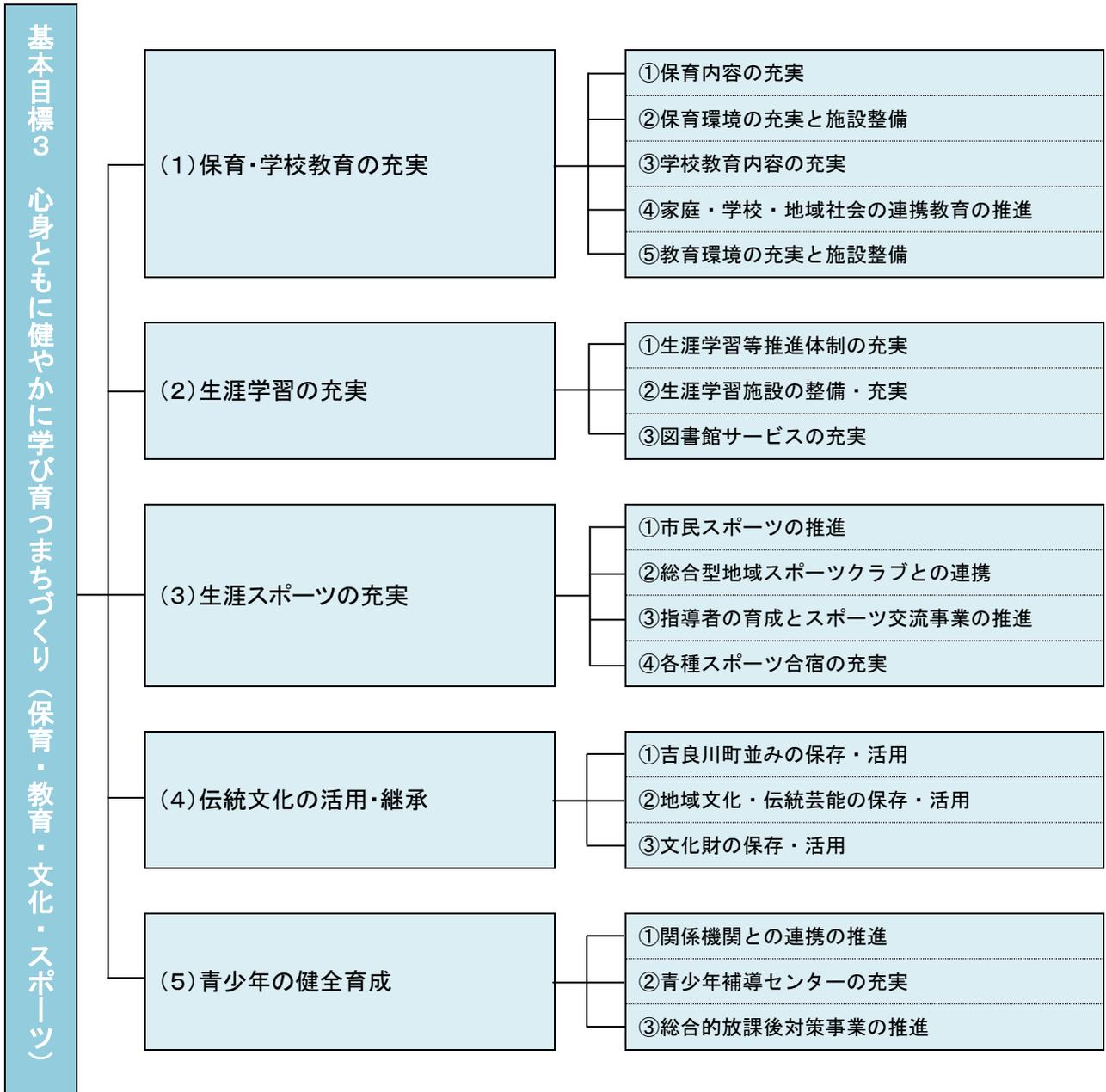
【主要事業】・ひとり親家庭自立支援教育訓練事業

施策3 経済的支援の充実

- 生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当やひとり親家庭医療費の助成などによる経済的な支援と、生活資金や住宅資金、修学資金などの貸付制度での支援を推進します。

【主要事業】・母子、父子、寡婦福祉資金貸付事業

■基本目標3 心身ともに健やかに学び育つまちづくり 体系図



(1) 保育・学校教育の充実

基本施策の目的

- 保育所は、子どもたちの人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごし、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための場です。保育指針に基づく保育内容の充実や、保育環境の整備、保育職員の資質向上などに努めます。
- 国・県の学力向上に係る補助事業を活用し、子どもたちの基礎学力の向上を図るとともに、持続可能なまちづくりの担い手として、ふるさとを愛し未来を切り拓く人間性を育む教育を推進します。
- 保育所、小中学校の適正規模、適正配置を検討し、望ましい教育環境を整えるとともに、市内唯一の高校である室戸高校への支援を推進することにより保育から高校までの学びの連続性を強化し、教育に強いまちづくりに努めます。



施策の方向性

施策1 保育内容の充実

- 子ども子育て支援計画に基づいた保育事業のサービス、地域との交流や体験活動、子育て相談など、サービスの充実を図ります。
- 保育職員の職場内外での研修や専門性を高める研修、親育ち支援研修を通して、資質の向上を図ります。

【主要事業】・多子世帯保育料軽減事業 ・世代間交流事業 ・保育士人材育成事業 ・家庭支援推進保育事業
・休日保育事業 ・特別利用保育事業 ・病後児保育事業

施策2 保育環境の充実と施設整備

- 保育所の適正規模、適正配置、耐震補強・改修など、安全な環境づくりを推進します。
- 小学校との連携事業を推進するとともに、外国語指導助手の派遣を実施するなど、保育・小学校の一体的な取組の充実に努めます。

【主要事業】・保育所改修事業 ・ALT 交流事業 ・保小連携事業 ・適正規模・適正配置

施策3 学校教育内容の充実

- 国・県の学力向上に係る補助事業、保・小・中の連携事業、外国語指導助手の派遣、特別支援教育などを推進し、子どもたちの基礎学力や外国語活動等の向上を図ります。
- 「教育振興基本計画」を策定し、事業の見直しを図ります。
- 保小中高の連携事業を推進し、室戸高校が特色ある高校となるよう支援態勢を強め、地域で一体的な教育に努めます。
- GIGA スクール構想における ICT 機器等を用いた情報教育を推進します。

【主要事業】・学力向上 ・保小中高連携事業 ・自立支援アクションプラン ・室戸高校支援事業

施策4 家庭・学校・地域社会の連携教育の推進

- 児童・生徒の「ふるさと教育」を推進し、国立室戸青少年自然の家や室戸世界ジオパークセンター等を活用した自然体験学習を実施するとともに、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣を身につけるように、PTA 活動などの地域との連携教育を推進します。
- 地域学校協働本部や学校運営協議会を活用し、地域とともにある学校づくりを目指します。

【主要事業】・自然体験学習事業 ・地域活動交流事業（伝統文化の継承等） ・ジオパーク教育推進事業
・コミュニティスクール事業

施策5 教育環境の充実と施設整備

- 教職員の資質や指導力の向上を図るために、研修会の充実に努めます。
- スクールガードリーダー巡回指導により不審者対策を実施し、児童生徒の安全管理を図ります。
- 校舎等の非構造部材の耐震化を実施し、施設の整備を推進します。
- 学校の適正規模・適正配置を検討し、学校施設等の適正な管理を推進します。
- GIGA スクール構想における教育のICT化に向けた環境整備を推進します。

【主要事業】・学校施設整備事業（非構造部材耐震化） ・教職員住宅建替事業
・スクールガードリーダー巡回指導 ・スクールソーシャルワーカー事業

(2) 生涯学習の充実

基本施策の目的

- 市民一人ひとりが自主的・主体的に学習できる機会の提供を図り、子どもから高齢者まで幅広い年代に対応できる学習援助を図ることで、官民一体となった生涯学習の推進を目指します。
- 生涯学習に資する施設整備や施設の有効利用にも努めます。



施策の方向性

施策1 生涯学習等推進体制の充実

- 市民一人ひとりが自主的・主体的に学習できる機会の提供と、参加の促進を図ります。
- 生涯学習体制の充実と、幅広い年代に対応できる学習援助を推進します。
- 各種学習サークルや学習団体などの活動を支援するとともに、新たな活動団体の育成に努めます。

【主要事業】・室戸市文化芸術フェスティバル ・室戸市美術展覧会 ・世代間交流事業 ・シルバーセミナー

施策2 生涯学習施設の整備・充実

- 既存施設の利活用について、関係機関と協議し、具体的な施策を検討します。
- 既存施設の整備を進めるとともに、廃校となった校舎等、生涯学習に資する施設の有効活用を図ります。

【主要事業】・生涯学習施設整備事業

施策3 図書館サービスの充実

- 図書館に導入したオンラインシステムを活用して、インターネット等からの図書の検索や予約ができるように努めます。
- 図書の貸出しや蔵書の管理、他市町村の図書館と相互貸借等のサービスの拡充を図ります。
- 図書館に来るきっかけづくりやサービスの充実により、利用者の増加を図ります。
- 保育所・学校・公民館への巡回図書の継続、障がい者へのサービスを図るとともに、オーテピア高知図書館との連携を強化するなど、市民の要望に沿った図書の充実に努めます。

【主要事業】・巡回図書（保育所・学校・公民館） ・図書館情報システム活用事業

(3) 生涯スポーツの充実

基本施策の目的

- 市民のスポーツに対する意識は高く、多種多様なスポーツが生活の中に定着しています。総合型地域スポーツクラブと連携し、気軽に楽しみながら継続できるスポーツメニューとして、子どもから高齢者まで幅広い年代に対応できる教室を開催して、健康増進や体力の維持・向上に取り組んでいきます。
- 市民が身近で手軽にスポーツを楽しめる施設として、公民館のホールや学校体育館の開放を行い、健康増進やレクリエーションのプログラムの提供に努めます。



施策の方向性

施策1 市民スポーツの推進

- 気軽にスポーツが楽しめるように、身近な公民館のホールや学校体育館の開放を進めます。
- 室戸市中央公園・高知県立室戸広域公園の施設を利用した市民スポーツの推進を図ります。
- 所管する施設の貸出しにより市民スポーツの利用促進を図るとともに、各種大会の継続開催に取り組めます。

【主要事業】・室戸岬一周駅伝競走 ・室戸岬健康マラソン大会 ・グラウンドゴルフ ・パタンク
・ビーチボールバレー

施策2 総合型地域スポーツクラブとの連携

- スポーツを愛好する人々が参加しやすいように、「総合型地域スポーツクラブ」と連携して、健康増進やスポーツ・レクリエーションなどスポーツプログラムの提供を進めます。
- 地域スポーツの推進を図るため、スポーツハブ展開事業などに取り組んでいきます。

【主要事業】・室戸市体育祭 ・体力づくり市民大会 ・各種選手権大会 ・ニュースポーツ普及事業

施策3 指導者の育成とスポーツ交流事業の推進

- 室戸市体育会やスポーツ少年団本部などのスポーツに関わる団体への支援を継続するとともに、スポーツ指導者やボランティアの拡充に取り組めます。
- 広域的な大会やイベントの開催を実施して、スポーツによる交流を推進します。

【主要事業】・スポーツ少年団駅伝競走大会 ・高知県少年野球春季選手権大会 ・指導者育成推進事業

施策4 各種スポーツ合宿の充実

- 室戸市中央公園及び高知県立室戸広域公園内の施設整備を行うとともに、国立室戸青少年自然の家などとの連携を図り、スポーツ合宿の誘致に努めます。
- 合宿誘致活動を行う人材の確保や地域内の関係機関と連携して受入体制を構築していきます。

【主要事業】・スポーツ合宿誘致促進事業 ・都市公園事業市町村負担金事業 ・テニスコート整備事業

(4) 伝統文化の活用・継承

基本施策の目的

- 本市の持つ有形・無形の文化財、祭り、郷土芸能、歴史的町並みなどの保存・整備事業を進め、地域の活性化のために活用するとともに、観光資源などの新たな魅力へとつなげ、次世代へ継承していきます。



施策の方向性

施策1 吉良川町並みの保存・活用

- 重要伝統的建造物群保存地区について、建築物の保存・活用及び町並みの景観維持を図っていくとともに、受入体制の整備・強化を進めます。
- 小学校、中学校の郷土学習の場として地域教育に活かされているため、引き続き保存・活用に取り組んでいきます。また、地元関係者とともに滞在型の仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 保存活用計画に基づいて、美しい町並みの復元・保存に努めるとともに、空き家対策・地場産品の開発・販売促進を推進します。

【主要事業】・重要伝統的建造物群保存地区保存事業（伝建物修理・非伝建物修景）

施策2 地域文化・伝統芸能の保存・活用

- 郷土芸能や祭りなどは、先人の喜びや祈りが歌や踊りとなって伝えられたもので、本市にも各地区で数多く受け継がれています。地域にとって大切なものであるため、その保存や活用を支援し後継者育成に取り組むとともに、観光資源として有効に活用して、地域の活性化につなげます。
- 地域文化や伝統芸能を後世に残していくため、継続した支援事業に取り組めます。
- 捕鯨や鯨文化の関係資料をキラメッセ室戸鯨館に展示しており、新たな歴史的資料の収集に努めます。

【主要事業】・伝統芸能等保存事業 ・土佐室戸鯨舟競漕大会

施策3 文化財の保存・活用

- 地域の宝として守り継がれてきた文化財を後世に残すために、修理や修復の支援を行います。
- 地域の歴史や文化への理解や新たな発見につなげるために、資料の展示・公開などに文化財を有効活用して、地域の活性化につなげます。
- 地域の歴史や文化の理解のため、引き続き文化財等の調査事業を進めます。

【主要事業】・文化財の保存事業

(5) 青少年の健全育成

基本施策の目的

- 次世代を担う青少年の健全な育成は、市民共通の願いです。良い環境の中で、社会の一員として愛され、心身とも健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深め、見守っていきます。



施策の方向性

施策 1 関係機関との連携の推進

- 学校・家庭・青少年補導センター・家庭児童相談室・教育研究所・警察が、連携と情報共有を図り、青少年の不良や非行行為の根絶を目指し、健全育成に努めます。
- ツイッターやラインなど、SNS 上の誹謗中傷やいじめ・嫌がらせ、保護者からの虐待やネグレクトなどの家庭問題が顕著になるなど、社会の状況が変化しています。これからの補導センターは、青少年の健全育成に係わる業務を思案して施策を進めていきます。

【主要事業】・補導センター事業 ・警察・補導センター連携事業

施策 2 青少年補導センターの充実

- 関係機関と連携して、市街地での放課後や夜間・夏休みなどでの街頭補導や薬物乱用防止・非行防止教室などを継続して実施するとともに、各地域において補導委員会を開催し、地域ぐるみで青少年を見守っていきます。
- 不審者情報の提供など地域の防犯活動を広げていきます。
- 各種イベントにおいても青少年育成事業の啓発活動を行います。地域との交流を深めて青少年の健全な育成を進めていきます。

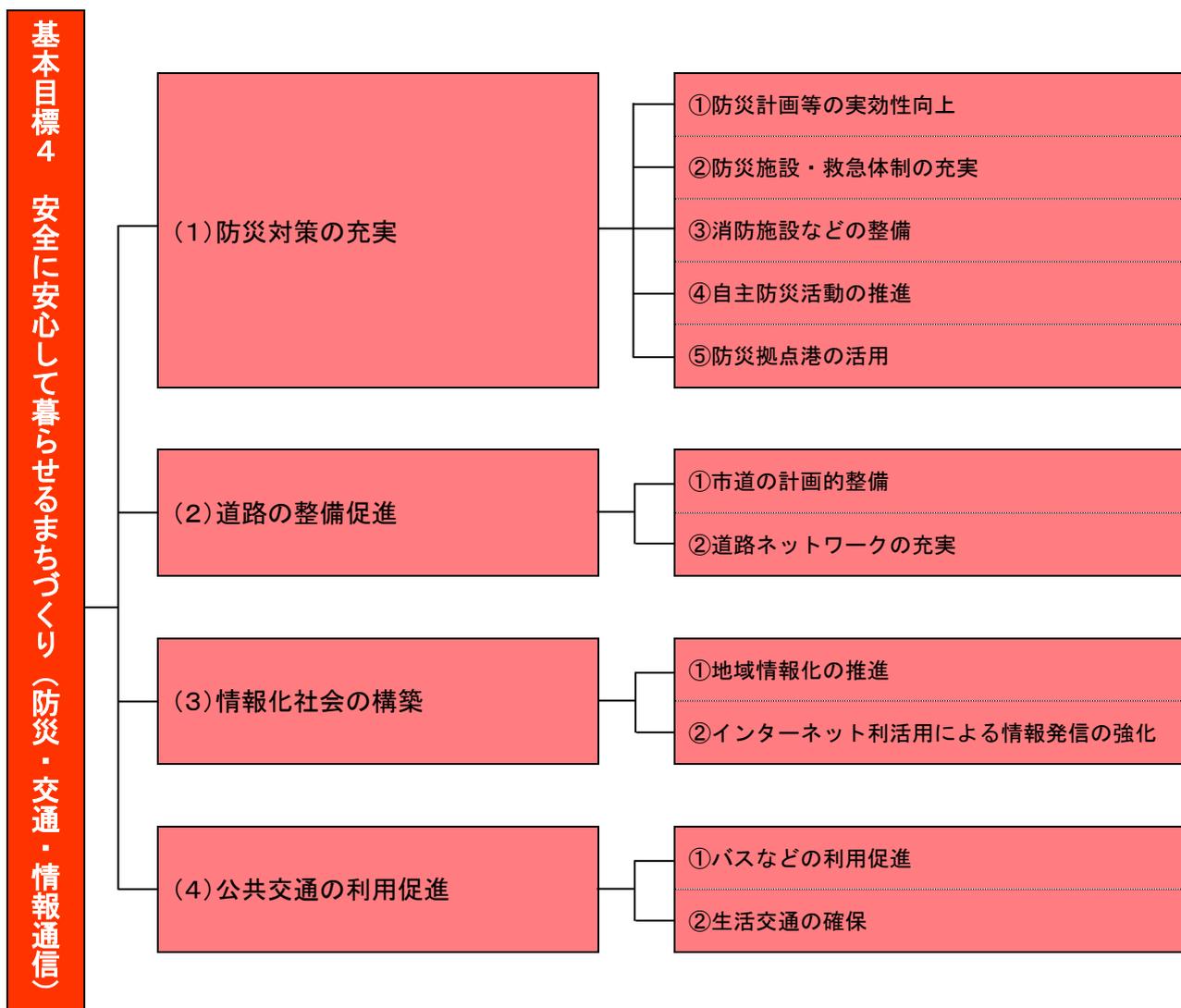
【主要事業】・青少年の非行・被害防止全国強調月間 ・地域ぐるみの児童健全育成活動推進事業 ・補導委員会活動
・「家庭の日」啓発事業（毎月第3日曜日） ・薬物乱用防止教室・初発型非行防止教室

施策 3 総合的放課後対策事業の推進

- 子どもたちの健やかな育成と豊かな学びと、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりを推進します。
- 学校・家庭・地域による子どもを育てる体制づくりや社会全体の教育力の向上を図ります。
- 地域・保護者・行政等が連携し、放課後の安全な活動の場所として放課後児童クラブ、放課後子ども教室を提供します。また、地域・世代間交流を通して教育力の向上と健全育成を図ります。
- 学校を核とした地域づくりにより、多くの幅広い層の地域住民・団体等が参画している地域学校協働本部と「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである学校運営協議会が、相互に補完し、相乗効果を発揮できるよう一体的な取組を推進します。

【主要事業】・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室 ・地域学校協働本部の充実

■基本目標4 安全に安心して暮らせるまちづくり 体系図



(1) 防災対策の充実

基本施策の目的

- 近年大型化している台風や集中豪雨等による風水害に加え、近い将来高い確率で起きると予想されている、南海トラフ地震などの災害に備え、地域防災計画や津波避難計画等により、防災に関係する方針を明確にし、自主防災組織と連携を図りながら市民一人ひとりの防災意識の啓発・向上を図ります。
- 津波避難施設の整備を進めるとともに、住宅の耐震対策について、補助制度の周知を図り、耐震化を推進します。



施策の方向性

施策 1 防災計画等の実効性向上

- 業務継続計画（BCP）、応急期機能配置計画、物資配送計画、受援計画について、実効性を高めるために職員訓練等を実施します。計画は、定期的に見直しを行い、国、県の新たな方針等を反映させます。
- 室戸市地域防災計画（一般対策編・地震及び津波災害対策編）について見直しを行うとともに、災害時避難行動要支援者への個別計画を策定し、関係機関・団体において情報共有を図り、円滑な避難支援に努めます。

【主要事業】・業務継続計画策定事業（BCP） ・応急期機能配置計画策定事業 ・住宅耐震化促進事業
・災害時要支援者対策事業 ・災害時応援協定の推進

施策 2 防災施設・救急体制の充実

- 南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、防災倉庫の建設を進め、防災資機材や食料などの備蓄の充実を図るとともに、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を進めます。
- 被災現場の状況把握や情報共有を円滑に行うため、ドローンなどの IT 関連技術を活用した減災対策を進めます。
- 消防・救急・救助活動における災害対応力の向上ため、訓練や研修による知識技術の取得に努めます。また、より高度な救急処置による救命率の向上のため、救急救命士の養成を強化します。
- 応急手当等講習会を開催し、多くの市民が救命講習を受けることで、応急処置の知識を習得してもらうよう継続して努めます。
- 感染症対策に配慮した環境整備を進めます。

【主要事業】・救急救命士養成推進事業 ・応急手当等講習会 ・住宅用火災報知器普及促進

施策 3 消防施設などの整備

- 消防分団を含めた、消防施設・車両・設備・機械器具などを計画的に更新するとともに、最新鋭の資機材を配備するなど整備を進め、各種災害に迅速かつ的確に対応します。

【主要事業】・消防防災施設等整備事業（救急車・ポンプ車・積載車・デジタル無線更新他）
・消防団拠点施設整備事業（分団屯所建替工事）

施策4 自主防災活動の推進

- 自主防災活動の推進を図るため、自主防災組織リーダーの育成や防災士の養成に努めるとともに、研修や防災訓練等を通して相互の交流や防災力を高める取組を推進します。
- 自主防災組織連絡協議会と連携し、より実践的な防災訓練の実施に努めるとともに、各自主防災組織の相互交流を図り、大規模な災害が発生した場合には、お互いに協力し助け合いのできるネットワークづくりを進めます。

【主要事業】・自主防災組織育成事業 ・リーダー育成事業（防災士、防災研修） ・防災講演会

施策5 防災拠点港の活用

- 四国沖の航路における避難港として「室津避難港」の整備を推進します。
- 室津避難港の作業ヤードを防災拠点として位置づけ、災害時に備えるとともに、市や地域のイベント会場としての利用や地域住民の防災訓練の場所としての利用、南海トラフ地震や台風による災害発生時の救援物資の陸揚げなどの防災拠点としての利用を地域の団体などと連携して、積極的に推進します。

【主要事業】・地域団体連携事業

(2) 道路の整備促進

基本施策の目的

- 国道や県道は、重要項目として積極的な要望を行い、早期の整備促進を図っていくとともに、市道は、新設・既設改良を進め、交通安全施設の定期点検による計画的な修繕を進めます。
- 通学路緊急合同点検などに基づき、通学・通園路の安全環境の整備を図るとともに、市民のニーズに応じた、さらなる道路環境の整備を進めます。



施策の方向性

施策 1 市道の計画的整備

- 市民生活に直結する市道は、市民ニーズに応じた道路環境の整備が必要であり、既設道路の改良・拡幅や新設等の整備、防護柵等の交通安全施設の修繕・新設を行い、安全・安心な通学・通園路の整備を進めます。
- 市道改良の要望件数も多いことから、緊急性や経済性を考慮しつつ計画的な道路整備に努めます。

【主要事業】・社会資本整備総合交付金事業（市道新設・改良・橋梁架け替え修繕・橋梁定期点検・避難道路整備）
・交通安全施設整備事業 ・県営工事負担金事業（県道整備）

施策 2 道路ネットワークの充実

- 道路ネットワークを構築するため、一般国道55号の改良や防災対策、また、災害に備えた多重性・代替性を確保する道路ネットワーク計画など、物流・人流・防災上の観点から重要な道路整備等について、国・県に積極的に要望していきます。

【主要事業】・四国8の字ネットワーク整備促進 四国東南部連盟（一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会、高知東部自動車道促進期成同盟会 他）



(3) 情報化社会の構築

基本施策の目的

- 市内全域に整備した光ファイバー網などの情報通信基盤施設の利活用及びインターネット通信速度の改善を図ります。
- IoT、AI、ビッグデータ、5Gなどの新たなデジタル技術を活用した、まちづくりや観光振興の仕組みづくりを検討します。



pixta.jp - 7066952

施策の方向性

施策1 地域情報化の推進

- 市内全域に整備した光ファイバーなどの情報通信基盤施設の設備更新などにより、インターネット通信速度の改善を進め、住民福祉の向上や企業誘致の推進を図ります。
- 5Gなど新たなデジタル技術の導入による観光拠点の整備などを検討します。

【主要事業】・インターネット通信速度の改善 ・Wi-Fi フリースポット整備事業 ・通信基盤施設センター設備更新

施策2 インターネット利活用による情報発信の強化

- 安心して暮らせるまちづくりを推進するため、災害時の緊急速報メール（エリアメール）やSNSによる災害情報の速やかな伝達の仕組みを構築し、情報発信を強化していきます。
- 新しい人の流れをつくるため、インターネットを活用した観光客や移住希望者を対象とした情報発信を強化していきます。

【主要事業】・緊急速報メール（エリアメール） ・SNSによる災害情報伝達

(4) 公共交通の利用促進

基本施策の目的

- 本市には鉄道が通じていないため、主要な公共交通は、バスやタクシーとなっています。そのため、高知県東部広域地域公共交通網形成計画に基づいた公共交通運営を進め、広域地域内の公共交通（バス、鉄道、タクシー等）が連携し使いやすく、地域住民の生活の移動で使える公共交通を目指します。
- 市内の中山間地域などの公共交通空白地区の解消を目指し「室戸市地域公共交通計画」を策定し、新たな公共交通サービスの導入を進めます。



施策の方向性

施策1 バスなどの利用促進

- 本市は、鉄道が通じていないため、一般乗合バス路線が市民の主要な公共交通手段となっていますが、利用者数が減少傾向にあることから、近隣市町村や事業者と連携して、利用者の希望に対応したバス路線やバス停の改善などを行い、利用の促進を図ります。
- 高知県東部広域地域公共交通網形成計画で進める公共交通の運営に対し、引き続き補助金などの経済的支援を継続します。

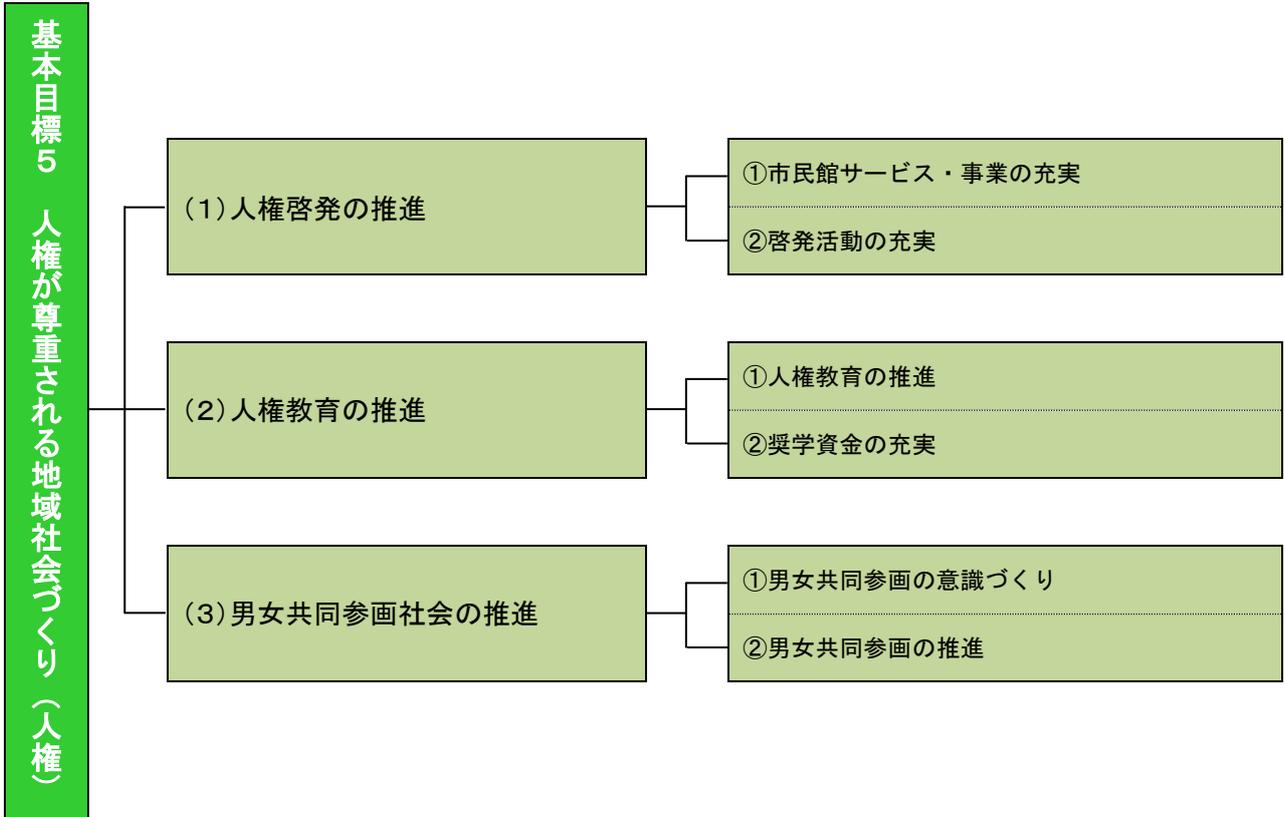
【主要事業】・生活バス路線運行維持費事業 ・高知県地域交通協議会東部ブロック会議 ・空港連絡バス対策事業
・徳島バス利用促進事業

施策2 生活交通の確保

- 高齢者や中山間地域で生活している方々の通院や買い物など、交通手段の確保が大きな課題となっていることから、地域公共交通計画を策定し、コミュニティバスやデマンド交通等の適用性を把握したうえで、地域に最も適した交通システムの導入を進めます。

【主要事業】・地域交通ネットワーク推進事業

■基本目標5 人権が尊重される地域社会づくり 体系図



基本目標5

人権が尊重される地域社会づくり

(1) 人権啓発の推進

基本施策の目的

- 室戸市人権施策基本方針に基づいて策定された「室戸市人権施策推進計画」を3年ごとに見直しつつ、教育分野や意識啓発などの取組を今後も積極的に行います。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者、性的指向及び性自認などへの、あらゆる偏見をなくし、基本的人権が尊重される地域社会づくりをより一層進めていきます。
- 市民館は人権啓発活動の拠点として、地域や関係機関との連携を一層深め、啓発・交流・学習事業の促進に努めるとともに、高齢者や障がい者の利用に配慮するなど、誰もが気軽に利用できる地域のコミュニティ施設としての取組を継続します。



施策の方向性

施策1 市民館サービス・事業の充実

- 市民館で行われている、デイサービスや地域交流促進事業等を実施して、サービス・事業内容の充実に努め、地域内外の市民の相互理解と人権問題解決へ向けて意識の高揚を図ります。
- 周辺地域巡回事業に積極的に取り組んで、相談事業や高齢者の見守りを行っていきます。
- 施設の老朽化などの対策として改修工事を実施し、高齢者や障がい者に配慮した、利用しやすい施設の整備を進めます。
- 市民館を地域福祉の向上や人権啓発の拠点施設として、今後も相談事業や人権問題解決のための各種事業を実施していきます。

【主要事業】・隣保館運営事業（基本事業・特別事業）

施策2 啓発活動の充実

- 広報むろとや市ホームページ、むろと光チャンネルなどを活用した広報活動を行うとともに、講演会や学習会、街頭啓発パレード、企業訪問などの啓発活動に努めます。
- 人権擁護委員による人権相談を継続して実施し、人権の擁護に努めます。
- 多岐にわたる人権問題の解決に向けて、市民各年代層に対しての継続的な取組に努めます。
- 住民を対象に、各種研修会、講演会を開催していきます。

【主要事業】・室戸市人権施策推進計画の推進 ・「人権の花」運動 ・「部落差別をなくする運動」強調旬間事業
・「人権週間」記念事業 ・人権相談事業

(2) 人権教育の推進

基本施策の方向性

- 市民や企業、団体などとの連携・協力をさらに進め、人権教育推進講座などの学習機会を通じた人権教育を推進するとともに、引き続き奨学資金や大学入学準備金の貸与などの経済的支援を行い、教育の機会均等を図り、社会の発展に貢献できる人材育成に努めます。



施策の方向性

施策1 人権教育の推進

- 市民の生涯学習の場に出向いて「人権教育出前講座」を実施するとともに、企業や団体などとの連携・協力をさらに進め、多くの学習機会を通じた人権教育を推進します。
- 教育集会所については、大規模改修又は用途廃止・撤去解体等を検討します。
- 学校教育では、児童会生徒会が主体となる自治活動を通じて身近な人権問題であるいじめの予防や早期解決に取り組むことにより、人権尊重の意識の高揚に努めます。

【主要事業】・人権教育推進事業（人権教育出前講座など）

施策2 奨学資金の充実

- 教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に貢献できる人材育成のため、高等学校以上の生徒に奨学資金等を貸与する制度を継続し、家庭の事情などで進学に不安を抱えている生徒の進路の保障と経済的な負担の軽減を図ります。
- ニーズ調査を行い、貸与金額の増額及び返還期間の延長について検討したうえで、必要があれば制度の改正を行い、事業を推進します。

【主要事業】・奨学資金貸与事業（奨学資金貸与・大学入学準備金貸与）

(3) 男女共同参画社会の推進

基本施策の目的

- 男女が互いに相手の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画への関心と参画意識を高めるとともに、あらゆる年代の男女がその能力を活かしながらワークライフバランスのとれた暮らしが営めるような取組を推進していきます。



施策の方向性

施策 1 男女共同参画の意識づくり

- 女性も男性も、お互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現させるため、あらゆる場において男女共同参画への関心と参画意識を高める取組を行います。

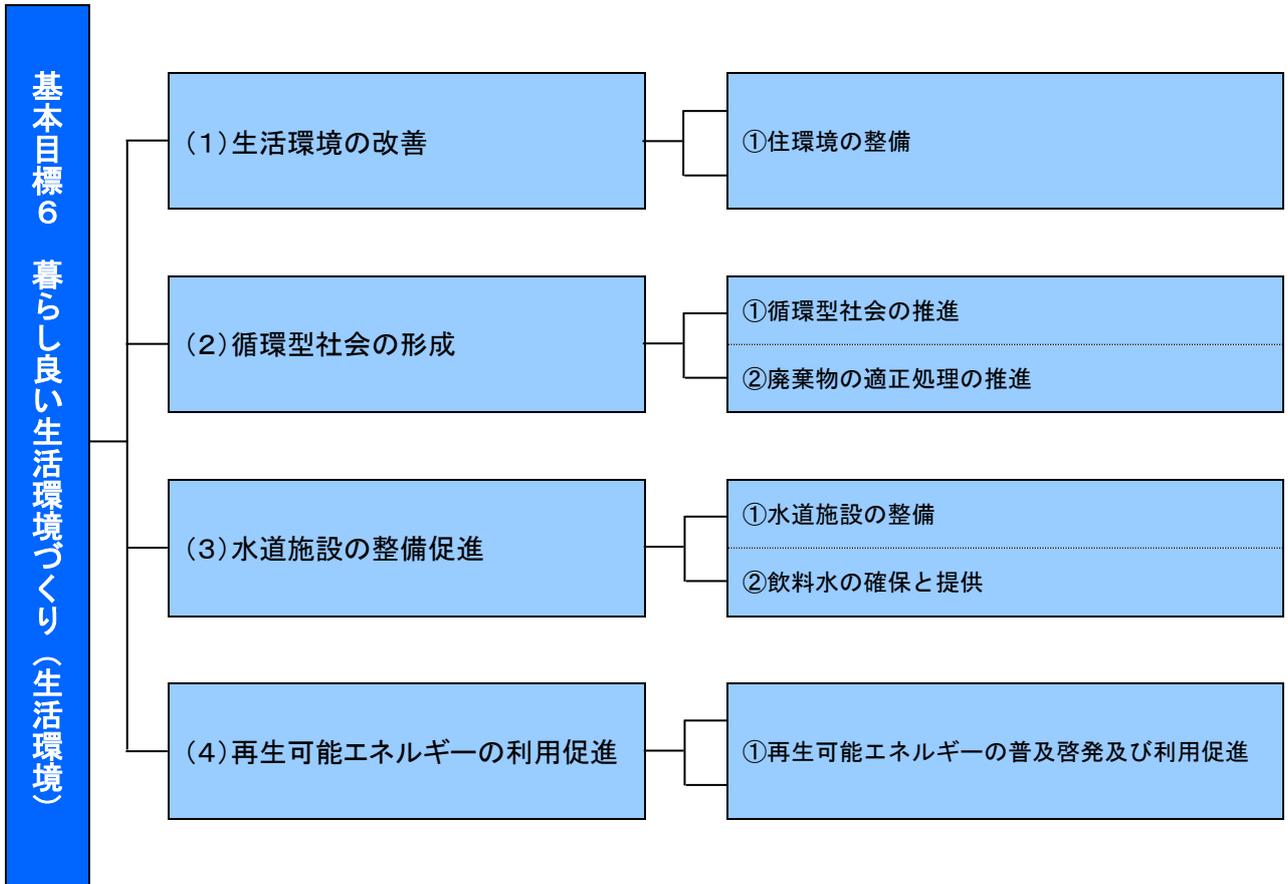
【主要事業】・男女共同参画プランの策定 ・意識向上のための啓発活動

施策 2 男女共同参画の推進

- 社会における男性中心型労働慣行など、性に中立的に働いていない制度や慣行を見直すとともに、ワークライフバランスの推進により、男女の働き方や家事・育児・介護など互いに分かち合いながら、調和のとれた生活の実現に向けた取組を進めます。
- 人口減少や高齢化が進展するなかで、持続可能な社会を形成していくうえで男女共同参画の推進は重要です。固定的な性別役割分担を解消し、すべての人が地域住民の一人として多様な意見を出し合うことはもとより、社会のあらゆる場に、女性と男性が共同して参画できるように積極的な取組でプランを推進していきます。

【主要事業】・男女共同参画プランの推進

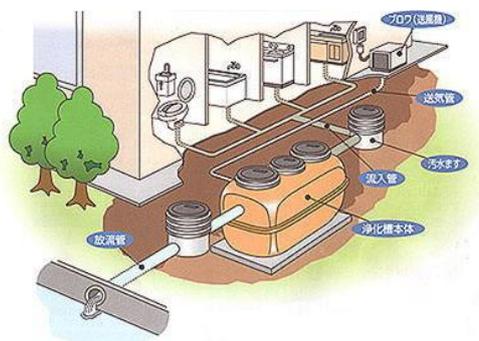
■基本目標6 暮らし良い生活環境づくり 体系図



(1) 生活環境の改善

基本施策の目的

- 水質改善などの環境保全を図るため、補助金の活用などにより、合併処理浄化槽設置を一層推進します。また、環境悪化の防止と環境保全のための活動に行政が率先して取り組むとともに、市民の主体的な活動をより積極的に支援し、まち全体で暮らし良い生活環境づくりに努めます。
- 公営住宅の整備に取り組みます。



施策の方向性

施策1 住環境の整備

- 水質改善などの環境保全を図るため、補助金を活用して合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 市営住宅は、耐震性のない古い住宅から住民の意思を確認しながら、高齢者や障がい者に配慮した建て替えを進めます。

【主要事業】・合併処理浄化槽設置費補助事業 ・公営住宅整備等事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業

(2) 循環型社会の形成

基本施策の目的

- 廃棄物は、施設で適正に処理されていますが、さらにごみの減量化を進めるとともに、不法投棄監視パトロールの強化を図り、ごみの少ないきれいなまちづくりに努めます。
- 廃棄物や天然資源の消費を抑えるなど、環境保全の意識の向上を図り、環境への負荷ができる限り減らされる「循環型社会」の形成を目指します。



施策の方向性

施策 1 循環型社会の推進

- 地域・家庭・学校・企業などと連携をして、コンポストやマイバックの普及、使い捨て商品などの購入抑制、不要品の再使用、リサイクル商品としての再利用など、ごみ減量の4つのRを推進し、ごみの減量化を図ります。
- 循環型社会の推進のために、現在の主要事業の継続実施、環境に関する啓発活動、ごみの分別、減量をすすめる活動を行います。
- 環境月間には市内はもとより各公民館、市民館にポスター掲示、パンフレットの配布を行い市民全体の意識向上に努めます。

【主要事業】・エコリサイクル活動交付金事業 ・環境審議会 ・市内一斉清掃 ・ごみ減量化促進補助事業
・むろとの日実行委員会事業（美化活動） ・地域環境美観活動

施策 2 廃棄物の適正処理の推進

- 本市の一般・粗大・可燃性大型粗大ごみは安芸広域メルトセンターで、資源・鉄製大型粗大・埋め立てごみ・し尿は市内の各施設で引き続き適正な処理を行います。
- 不法投棄に関しては、定期的な監視を継続します。警察など関係機関との連携を強化することで抑止力を強化します。
- 広報での啓発以外に市のホームページ等で啓発を行っていきます。

【主要事業】・不法投棄対策事業 ・ごみ撤収立看板設置事業 ・不法投棄監視パトロール

(3) 水道施設の整備促進

基本施策の目的

- 水の有効活用を図るため、漏水対策を実施し、有収率の向上に努めるとともに、中長期的な更新計画を作成し、水道施設の整備に取り組みます。
- 飲料水供給施設の整備が必要な地域は、安定的な飲料水の確保と提供を図るため、現状把握に努めるとともに、既存施設の改修や新設を計画的に進めます。



施策の方向性

施策 1 水道施設の整備

- 「安全でおいしい水」を安定的に供給できるように、「室戸市耐震化・更新計画」に基づいて老朽化した施設や水道管の整備に計画的に取り組みます。
- 水の有効利用を図るため、漏水対策を計画的・恒常的に実施して有収率の向上に努めるなど、水道施設を効率的に管理し、安定給水と経営基盤の充実・強化を図ります。

【主要事業】・水源地・配水池整備事業 ・老朽管布設替事業

施策 2 飲料水の確保と提供

- 飲料水供給施設の整備が必要な地域については、安定的な飲料水の確保と提供を図るため、現状把握に努め、既存施設の改修や新設を計画的に進めます。

【主要事業】・生活環境施設整備事業 ・中山間地域生活支援総合補助事業

(4) 再生可能エネルギーの利用促進

基本施策の目的

- 地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量を削減し、低炭素で環境にやさしい社会を実現させるため、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。



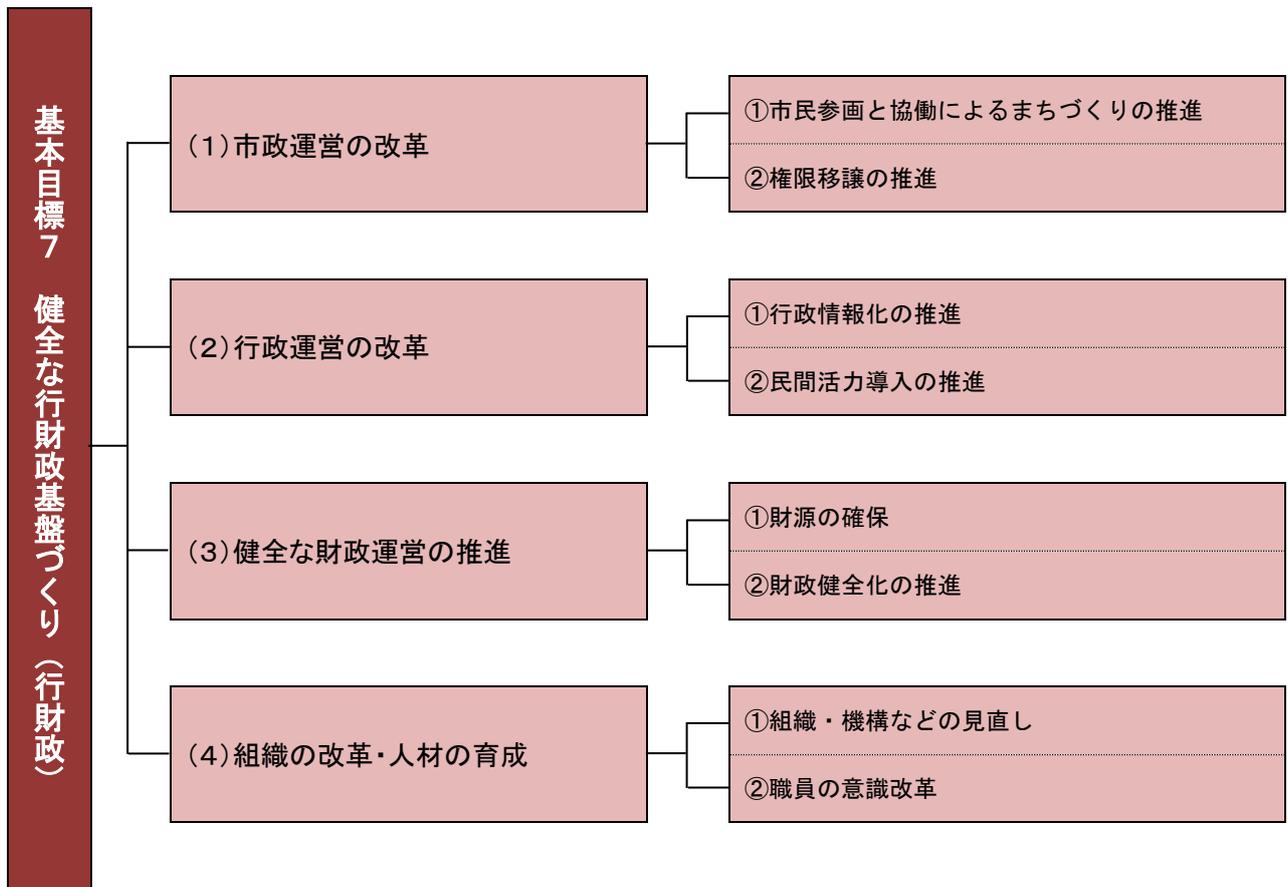
施策の方向性

施策1 再生可能エネルギーの普及啓発及び利用促進

- 市民や事業者が再生可能エネルギーに関心を持ち、自らの導入につながるよう、情報提供などの普及啓発に取り組みます。
- エネルギーの自給率を向上させるため、地域にあるエネルギー資源を有効活用し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を促進します。

【主要事業】・再生可能エネルギー普及啓発事業 ・太陽光発電システム設置費補助金事業

■基本目標7 健全な行財政基盤づくり 体系図



(1) 市政運営の改革

基本施策の目的

- 平成 29（2017）年 3 月に制定した室戸市まちづくり条例に基づき、市民参画と協働によるまちづくりを進めるとともに、市民主体の地域コミュニティを形成し、市民の連携意識を醸成することで、持続可能な地域社会の実現を図ります。
- 住民により信頼される行政として、国や高知県からの権限移譲を受入れ、自立した地方の実現、住民サービスの向上を図ります。



施策の方向性

施策 1 市民参画と協働によるまちづくりの推進

- 市政懇談会の開催や市民満足度調査などを実施し、市民の声を市政に反映させることで、市民参画と協働によるまちづくりを推進します。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる集会所などの整備促進と充実を図るとともに、地域おこし協力隊や企業版ふるさと納税（人材派遣型）などの活用により、地域住民が主体的に取り組む地域活動の充実・強化を図ります。

【主要事業】・市政懇談会 ・市民満足度調査 ・地域コミュニティセンター事業 ・集落活動センター事業
 ・室戸市ふるさと応援隊事業（地域おこし協力隊・集落支援員） ・企業版ふるさと納税（人材派遣型）

施策 2 権限移譲の推進

- 高知県は、国が平成 22（2010）年 6 月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」に基づき、平成 23（2011）年 2 月に「市町村への権限移譲推進プラン」を策定し、事務処理の特例条例を活用した権限移譲を進めています。本市は、住民に最も身近な行政として、住民サービスの向上につながる権限移譲の受入れを推進します。

【主要事業】・権限移譲の受入れ

(2) 行政運営の改革

基本施策の目的

- 自治体 DX の推進による行政事務のデジタル化を進めるとともに、電子申請システムや Web 会議システムの導入により、行政事務の効率化を図ります。
- 住民にとって分かりやすく利便性の高い行政サービスの提供や情報公開など、高度情報化社会に対応した行政情報化の推進や民間委託可能業務の委託推進、指定管理者制度の推進や見直しを行い、市民サービスの向上に積極的に取り組みます。



施策の方向性

施策 1 行政情報化の推進

- 電子申請システムや Web 会議システムの導入により、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ります。
- デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上につなげます。
- ホームページや SNS などを活用し、住民にとって分かりやすく利便性の高い情報提供の推進に努め、行政情報化の推進を図るとともに、併せて、個人情報保護と安全性・信頼性の確保等セキュリティ面に十分留意し、情報化推進体制の整備を進めていきます。

【主要事業】・電子申請システムの導入 ・Web 会議システムの導入 ・情報セキュリティ研修
・SNS ルールの徹底 ・AI、RPA の導入

施策 2 民間活力導入の推進

- これまで、保育所や地域包括支援センター業務など、多くの分野で民間委託を推進してきました。効果的・効率的なサービスを実現するため、さらに民間活力の導入を図るとともに、公共サービスのコスト削減と質の向上を目指し、可能な業務について民間委託を推進します。
- 市の施設に指定管理者制度を導入し、施設利用者サービスの向上及び管理経費の削減につなげていますが、モニタリング（監視）の実施や評価を適切に行うことにより、施設の適正管理や利用者のサービス向上に努め、引き続き指定管理者の公募を実施するなど、指定管理者制度の有効活用を図ります。

【主要事業】・民間委託推進事業 ・指定管理推進事業

(3) 健全な財政運営の推進

基本施策の目的

- 自主財源の極端に乏しい本市財政において、限りある財源を如何に有効に執行していくのか徹底的に費用対効果を追求し、財政基盤を強化する施策への先行投資、既存事業のスクラップアンドビルドに取り組み、健全な財政運営を目指します。



施策の方向性

施策1 財源の確保

- 口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付など収納の利便性向上による市税収納率向上対策を行います。
- これまで市税等の徴収強化に取り組んできたことにより、徴収率が向上し、滞納額が減少してきました。現在までの取組で成果を挙げているため、これまでの取組を継続します。
- ふるさと室戸応援寄附金事業の拡大を図ります。
- 国・県支出金を有効活用し、財源確保に努めます。
- 公有財産の管理を徹底し貸出しや売却により、財源確保を図ります。
- 国民健康保険税の税率の定期的な見直しを図り、適正な運営に努めます。
- PPP/PFI、指定管理者制度等民間活力の導入による事業費抑制を図ります。

【主要事業】・債権管理推進事業 ・徴収率向上対策事業 ・ふるさと室戸応援寄附金事業

施策2 財政健全化の推進

- 新規地方債発行制限や元利負担の軽減等、地方債の適正管理を行います。
- 会計年度任用職員含む人件費の適正管理を行います。
- 庁舎等のLED化などによる光熱水費等経常経費の削減に努めます。
- 公共施設等総合管理計画及び公共施設等個別施設計画に基づいて更新、集約化、解体などの維持管理費の平準化を図ります。
- 近年増加傾向にある予算額の抑制のため、前年度予算額に対しマイナスシーリング設定を行うことにより既存事業・施策の廃止を含む見直しと序列の徹底に努め、適正な財政運営を推進します。
- 特別会計の運営方法等を見直し、赤字を生まない体制づくりに努めます。

【主要事業】・第2期室戸市財政運営計画

(4) 組織の改革・人材の育成

基本施策の目的

- 市の組織・機構や事務事業、職員の定員管理の見直し、人事・給与制度の適正化、職員の意識改革など、組織の効率化と人材の育成に取り組みます。



施策の方向性

施策1 組織・機構などの見直し

- 関係課の調整機能を強化するため、庁内の行政経営改革プロジェクトチームにおいて、課や班の統廃合を推進するとともに、出先機関の執行体制の見直し、学校・保育所の統廃合、事務事業の改善、人事評価制度の適正実施、職員定数の適正化と組織の見直しを推進します。
- 定年延長、再任用制度、任期付職員制度、会計年度任用職員制度などの多様な任用制度に加え、希望降任制度や社会人枠採用など弾力的運用を図り、組織における新陳代謝の維持や知識、技術、経験等の継承・蓄積になるよう、計画的な定員管理を推進します。

【主要事業】・室戸市行政経営改革プロジェクトチーム ・人事評価制度の適正実施

施策2 職員の意識改革

- 地方分権の進展や市民ニーズの複雑・多様化などにより、地方公共団体が担う役割が増大するなか、人材育成の強化に取り組んできましたが、市民のニーズに的確に対応した行政を進めていくため、引き続き「こうち人づくり広域連合」の研修事業や職場内講師研修などを活用して、職場内外での効果的な研修を実施するとともに、県庁や広域事務組合、他団体との人事交流を進め、資質、能力の向上を図り、職員の持つ多様な能力を引き出し、人材育成につながる取組を推進します。
- 多様な職務経験を積むための課内異動や担当替などによる定期的なジョブローテーションの実施や課内会、班会等の定期開催による業務の共有や進捗管理の徹底により、組織のマンネリ化や異動等による業務の停滞を防ぎ、組織の活性化及び人材育成の強化を図ります。

【主要事業】・こうち人づくり広域連合研修事業 ・専門機関、団体等派遣研修事業 ・講師招へい研修事業
・職場内講師研修事業 ・県等関係機関との人事交流

第3章 総合振興計画とSDGsの関係

1. SDGs（エスディージーズ）とは

SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境政策を統合して広範な課題に取り組むことが示されています。

2. 総合振興計画におけるSDGsの位置づけ

国では、平成28（2016）年12月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定などにSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

SDGsの理念は、本市がまちづくりで目指す「みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感するまち」というまちの将来像と方向性を同じくするものです。

本市では、総合振興計画の策定にあたって、各施策にSDGsの17の目標を関連付けることとし、各施策の取組がSDGsに資することを意識して、まちづくりを推進します。

【SDGsの17の目標】



出典：国連広報センター

3. 各施策における SDGs の目標の位置づけ

SDGsの目標		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
基本目標・基本施策							
基本目標1	(1)農業の振興	●	●				
	(2)林業の振興						
	(3)水産業の振興						
	(4)商工業の振興						
	(5)観光の振興と移住・定住の推進						
	(6)海洋深層水の有効活用						●
	(7)企業誘致の推進と雇用の確保						
	(8)流通・販売の強化		●				
基本目標2	(1)健康づくりの推進		●	●			
	(2)医療の充実			●			
	(3)子育て支援の充実			●		●	
	(4)高齢者福祉・介護保険の充実			●		●	
	(5)障がい者福祉の充実			●	●		
	(6)社会福祉の充実	●		●		●	
	(7)ひとり親家庭等福祉の充実	●		●			
基本目標3	(1)保育・学校教育の充実				●		
	(2)生涯学習の充実				●	●	
	(3)生涯スポーツの充実				●	●	
	(4)伝統文化の活用・継承				●		
	(5)青少年の健全育成			●			
基本目標4	(1)防災対策の充実			●			
	(2)道路の整備促進						
	(3)情報化社会の構築						
	(4)公共交通の利用促進						
基本目標5	(1)人権啓発の推進					●	
	(2)人権教育の推進				●	●	
	(3)男女共同参画社会の推進				●	●	
基本目標6	(1)生活環境の改善			●			●
	(2)循環型社会の形成						
	(3)水道施設の整備促進						●
	(4)再生可能エネルギーの利用促進						
基本目標7	(1)市政運営の改革						
	(2)行政運営の改革						
	(3)健全な財政運営の推進						
	(4)組織の改革・人材の育成					●	

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も 長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等を なくそう	住み続けられる まちづくりを	つくも責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナリシップで 目標を達成しよう
	●	●			●			●		
	●	●			●		●			
	●	●			●					
	●	●		●	●					
	●	●	●		●					
	●	●			●		●			●
									●	
	●									
	●			●						
		●		●		●				
		●		●						
			●						●	
			●						●	
●	●	●		●	●		●	●		
					●				●	●
			●						●	●

第4編. 資料編

1 策定経過

室戸市総合振興計画は、市職員（班長級職員）によるワークショップ（全3回）、市民アンケート調査（事業所、子育て世帯、中学生・高校生、転入者）、パブリックコメントの結果などを踏まえ、市長をトップに関係課長等で構成する「室戸市主要計画策定本部」で原案を作成し、「室戸市振興計画審議会」での審議並びに室戸市議会の議決を経て策定しました。

年月日	内容
令和元年9月19日	令和元年度第2回室戸市主要計画策定本部会
令和元年10月21日～令和2年3月31日	室戸市転入者アンケート調査
令和元年11月6日～22日	室戸市子育て世帯アンケート調査 室戸市中学生・高校生アンケート調査
令和元年11月8日～25日	室戸市事業所アンケート調査
令和元年12月13日	令和元年度第5回室戸市主要計画策定本部会
令和元年12月17日～18日	第1回職員ワークショップ
令和2年1月14日	第2回職員ワークショップ
令和2年1月30日	第3回職員ワークショップ
令和2年7月9日	令和2年度第1回室戸市主要計画査定本部
令和2年9月25日	令和2年度第2回室戸市主要計画策定本部会
令和2年10月8日	令和2年度第1回室戸市振興計画審議会
令和2年10月29日～30日	各課ヒアリング
令和2年12月15日	令和2年度第3回室戸市主要計画策定本部会
令和3年1月21日	令和2年度第2回室戸市振興計画審議会
令和3年1月22日～2月12日	パブリックコメント（応募者0件（意見数0件））
令和3年2月18日	室戸市振興計画審議会から答申
令和3年3月5日	室戸市議会3月定例会へ議案提出
令和3年3月23日	室戸市議会3月定例会で議決
令和3年3月31日	室戸市総合振興計画策定

2 室戸市振興計画審議会名簿

(敬称省略)

令和3(2021)年3月31日現在

	氏名	所属	委員区分
会長	富岡 一成	室戸市商工会会長	商工業関係者
副会長	永野 真司	一般社団法人室戸市観光協会会長	学識経験者
委員	植野 真由美	室戸市教育委員会委員	教育委員会の委員
	東野 敦夫	室戸市教育委員会委員	教育委員会の委員
	島巻 賢二	室戸市農業委員会会長	農業委員会の委員
	谷村 真一	室戸市農業委員会職務代理者	農業委員会の委員
	仙頭 速男	高知県農業協同組合 安芸地区吉良川支所支所長	農業関係者
	由井 弘之	高知県農業協同組合 安芸地区室戸支所支所長	農業関係者
	松崎 康雄	高知県漁業協同組合 室戸総括支所支所長	水産業関係者
	橋本 健	椎名大敷組合組合長	水産業関係者
	松尾 拓哉	海来船長	水産業関係者
	川島 一之	赤穂化成株式会社 深層水事業所所長	商工業関係者
	杉本 正一郎	製炭者代表	林業関係者
	安岡 賢	芸東森林組合参事	林業関係者
	山下 福恵	室戸市人権尊重の社会づくり協議会副会長	人権尊重の社会 づくり協議会委員
	岩川 好美	室戸市人権尊重の社会づくり協議会委員	人権尊重の社会 づくり協議会委員
	吉村 卓介	室戸市金融団幹事 株式会社高知銀行 室戸支店支店長	学識経験者
藤田 勇人	高知県立室戸高等学校校長	学識経験者	

3 室戸市振興計画審議会条例

昭和43年10月1日

条例第30号

改正 平成13年7月2日条例第18号

平成14年3月29日条例第9号

平成27年3月20日条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、室戸市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、室戸市振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において市長が委嘱する。

- (1) 教育委員会の教育長及び委員 2人
- (2) 農業委員会の委員 2人
- (3) 農業関係者 2人
- (4) 水産業関係者 5人
- (5) 商工業関係者 2人
- (6) 林業関係者 2人
- (7) 人権尊重の社会づくり協議会委員 2人
- (8) 学識経験者 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会は、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 18 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の各委員会、協議会及び審議会(以下「委員会等」という。)の委員であった者は、この条例の規定による委員とみなす。
- 3 前項に規定する委員会等の委員の任期は、その者が委員会等の委員に委嘱された日から起算して 2 年とする。ただし、第 4 条及び第 8 条の委員会等の委員については、委嘱された日から起算して 1 年とする。

附 則（平成 14 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 10 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（室戸市振興計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 在任特例期間においては、第 4 条の規定による改正後の室戸市振興計画審議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の室戸市振興計画審議会条例の規定は、なおその効力を有する。

4 アンケート調査結果の概要

室戸市総合振興計画及び室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、市民アンケート調査（事業者、子育て世帯、中学生・高校生・転入者）を行い、意見や要望などをお聞きしました。

【調査概要】

	事業者	子育て世帯	中学生・高校生	転入者
調査対象	室戸市商工会に加盟している事業者	室戸市内の小学校、中学校に通う子どもがいる世帯	室戸市内の中学校、高等学校に通う学生	室戸市への転入者
調査方法	郵送配布、回収	学校で配布、回収	学校で配布、回収	転入手続きの窓口で配布、回収
調査時期	令和元年11月	令和元年11月	令和元年11月	令和元年10月～令和2年3月
回収結果	配布数 389件 有効回収件数 150件 有効回収率 38.6%	配布数 600件 有効回収件数 299件 有効回収率 49.8%	配布数 300件 有効回収件数 261件 有効回収率 87.0%	回収数 8件

(1) 室戸市の魅力的な点（事業者、子育て世帯、中学生・高校生）

①事業者（自由記述（3つまで））

魅力的な点（良い点など）	件数
①きれいな自然があること。海、山、川があること。	27
②人が温かく人情味が良い。地域のつながりが強い。	14
③新鮮でおいしい海の幸が食べられる。野菜・果実もあり、安価。	10
④室戸ジオパークやむろと廃校水族館など観光名所があること。	3
⑤生活しやすい。	2
⑥その他	9

②子育て世帯（自由記述（3つまで））

魅力的な点（良い点など）	件数
①きれいな自然があること。空気がおいしいこと。	158
②人が優しく、地域コミュニケーションが密にとれていること。	52
③少人数のため、一人ひとりに目が届く教育ができること。	25
④魚など食べ物がおいしいこと。	20
⑤保育、教育に関する助成制度が充実していること。	15
⑥静かで落ち着いており、治安が良いこと。	14
⑦その他	14

③中学生・高校生（自由記述（3つまで））

魅力的な点（良い点など）	件数
①自然豊かであること。空気がおいしいこと。	261
②魚など食べ物がおいしいこと。	81
③人が優しく、地域コミュニケーションが密にとれていること。	57
④室戸ジオパークやむろと廃校水族館など観光名所があること。	44
⑤静かで落ち着いており、治安が良いこと。	26
⑥神祭など伝統行事、文化があること。	19
⑦買い物や移動の便が良く、生活しやすいこと。	18
⑧その他	29

(2) 室戸市の魅力的でない点（事業者、子育て世帯、中学生・高校生）

①事業者（自由記述（3つまで））

魅力的でない点（良くない点など）	件数
①公共交通の便が悪く、車が無いと生活できない。	21
②若い人がいない。人口が減り活気が無い。	18
③仕事が少ない。給料が安く不安定。雇うだけの仕事を得られない。	13
④医療機関が充実していない。救急対応する病院がない。	12
⑤生活が不便。商業施設がない。	10
⑥道路、電力、上水道などインフラが不備。	8
⑦考え方や視野が狭く、不真面目な人が多い。	8
⑧若者が休みの日に遊べる場所が無い。	4
⑨住む場所が少ない。家賃が高い。	4
⑩自然災害が多い。	2
⑪その他	14

②子育て世帯（自由記述（3つまで））

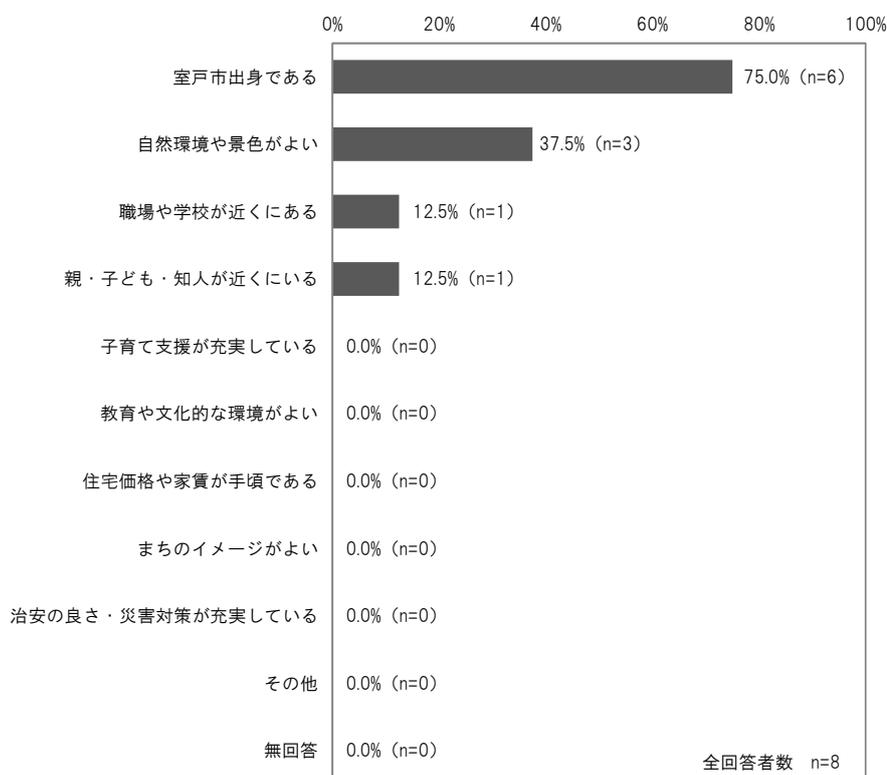
魅力的でない点（良くない点など）	件数
①救急に対応できる病院がないこと。病院が少ないこと。	180
②教育環境が悪いこと。教育の選択肢が少ないこと。	82
③店が少なく、買い物等をするとところが限られていること。	50
④公園等遊ぶところが少ないこと。遊具等が整備されていないこと。	47
⑤公共交通機関が少なく、交通の便が悪いこと。交通アクセスが悪いこと。	46
⑥仕事をするとところが少ないこと。	25
⑦自然災害を受けやすいこと。	13
⑧その他	57

③中学生・高校生（自由記述（3つまで））

魅力的でない点（良くない点など）	件数
①店が少なく、買い物等をするとところが限られていること。	140
②公共交通機関が少なく、交通の便が悪いこと。交通アクセスが悪いこと。	70
③遊ぶところやイベント等が少ないこと。	61
④人口が減っていること。高齢化が進んでいること。	39
⑤道路環境が整備されていないこと。	34
⑥自然以外に何も無いこと。田舎すぎること。	24
⑦仕事をするとところが少ないこと。	23
⑧空き家等が多く生活環境が整備されていないこと。	22
⑨自然災害を受けやすいこと。	19
⑩救急に対応できる病院がないこと。病院が少ないこと。	17
⑪観光するところ等が少なく、交流人口が少ないこと。	12
⑫教育環境が悪いこと。教育の選択肢が少ないこと。	6
⑬海岸等の自然環境が整備されていないこと。	5
⑭その他	26

(3) 転入先に室戸市を選んだ理由（転入者）

「室戸市出身である」が75.0%と最も高く、次いで「自然環境や景色がよい」(37.5%)、「職場や学校が近くにある」「親・子ども・知人が近くにいる」(12.5%)の順となっています。

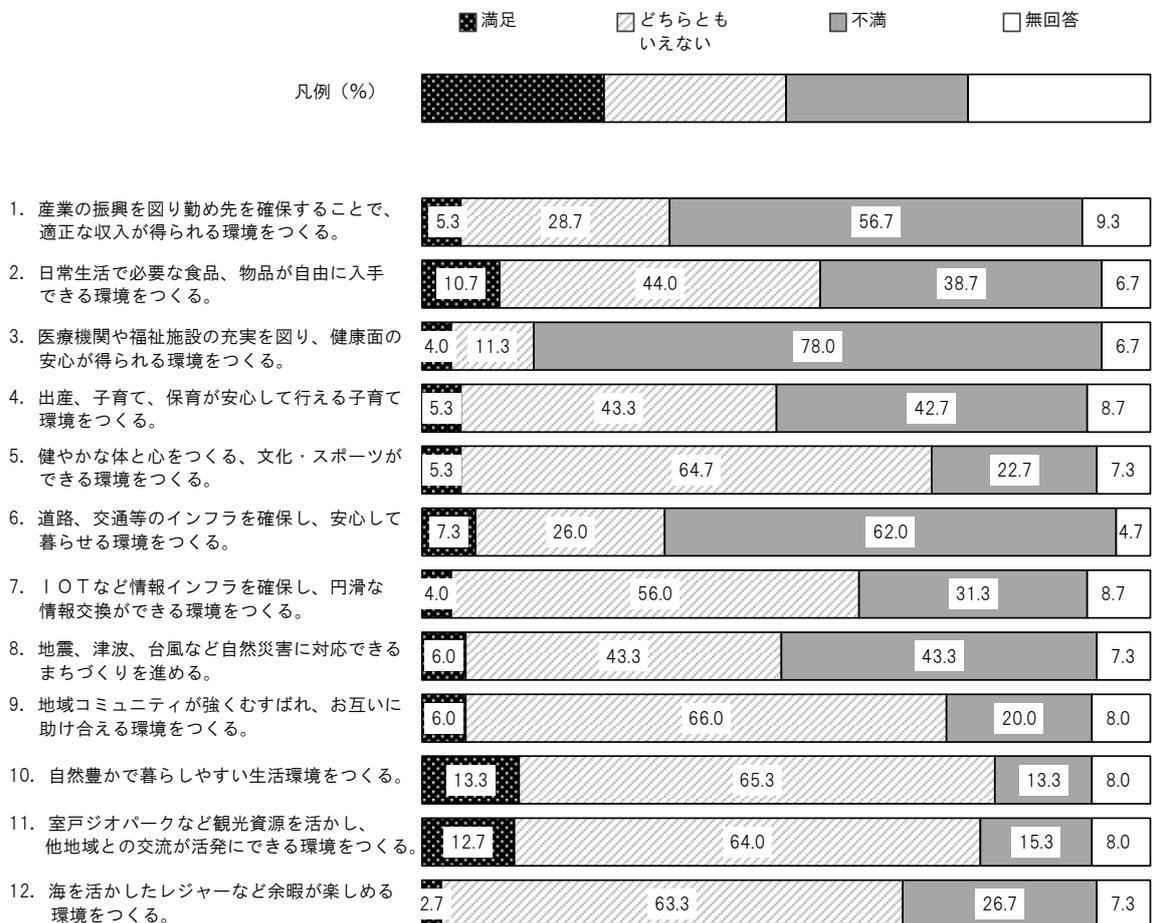


(4) 行政サービスの満足度（事業者、子育て世帯）

①事業者

「満足」の割合は、「自然豊かで暮らしやすい生活環境をつくる。」が13.3%と最も高く、次いで「室戸ジオパークなど観光資源を活かし、他地域との交流が活発にできる環境をつくる。」(12.7%)、「日常生活に必要な食品、物品が自由に入手できる環境をつくる。」(10.7%)の順となっています。

一方、「不満」の割合は「医療機関や福祉施設の充実を図り、健康面の安心が得られる環境をつくる。」が78.0%と最も高く、次いで「道路、交通等のインフラを確保し、安心して暮らせる環境をつくる。」(62.0%)、「産業の振興を図り勤め先を確保することで、適正な収入が得られる環境をつくる。」(56.7%)の順となっています。

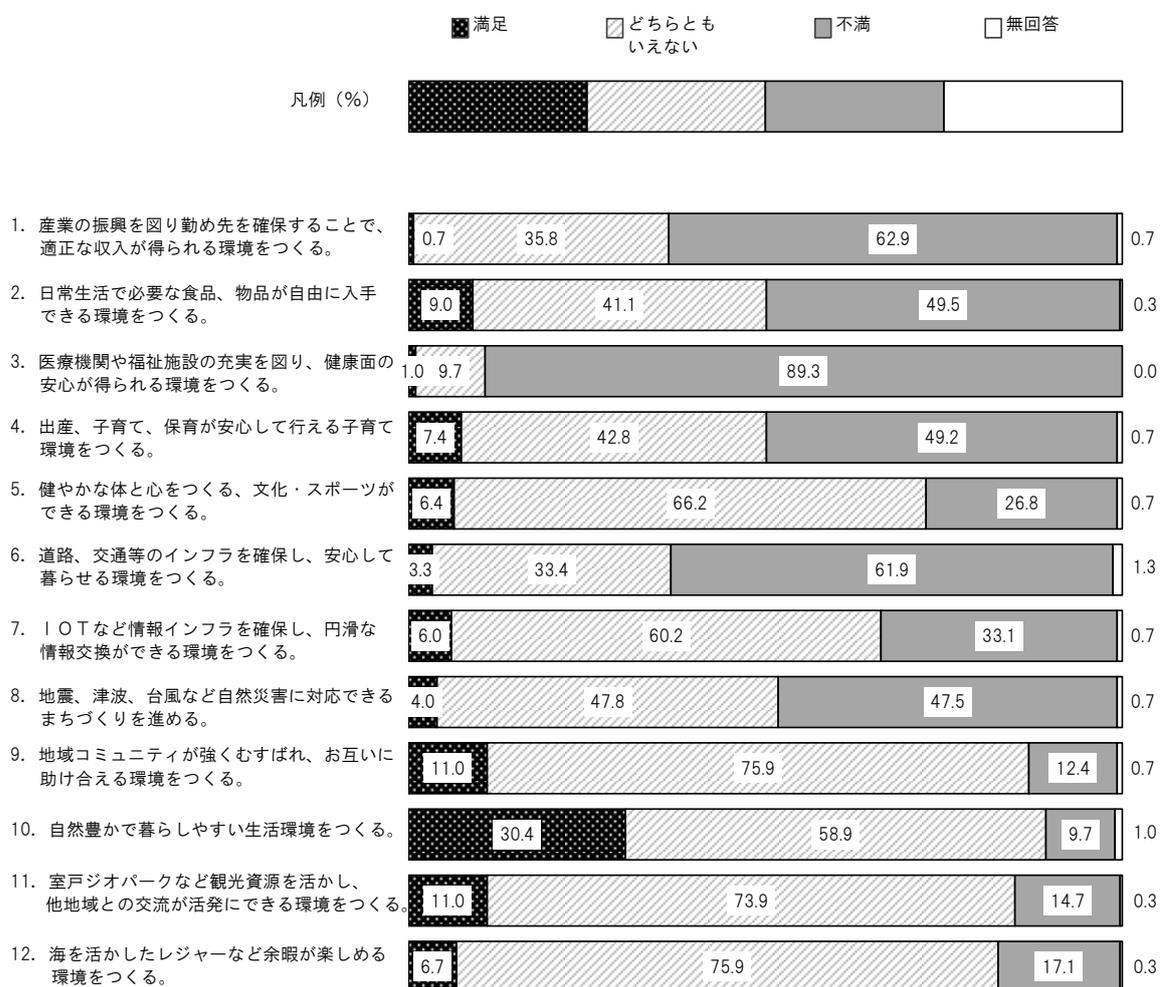


全回答者数 n=150

②子育て世帯

「満足」の割合は、「自然豊かで暮らしやすい生活環境をつくる。」が30.4%と最も高く、次いで「地域コミュニティが強くむすばれ、お互いに助け合える環境をつくる。」「室戸ジオパークなど観光資源を活かし、他地域との交流が活発にできる環境をつくる。」(11.0%)、「日常生活に必要な食品、物品が自由に入手できる環境をつくる。」(9.0%)の順となっています。

一方、「不満」の割合は「医療機関や福祉施設の充実を図り、健康面の安心が得られる環境をつくる。」が89.3%と最も高く、次いで「産業の振興を図り勤め先を確保することで、適正な収入が得られる環境をつくる。」(62.9%)、「道路、交通等のインフラを確保し、安心して暮らせる環境をつくる。」(61.9%)の順となっています。

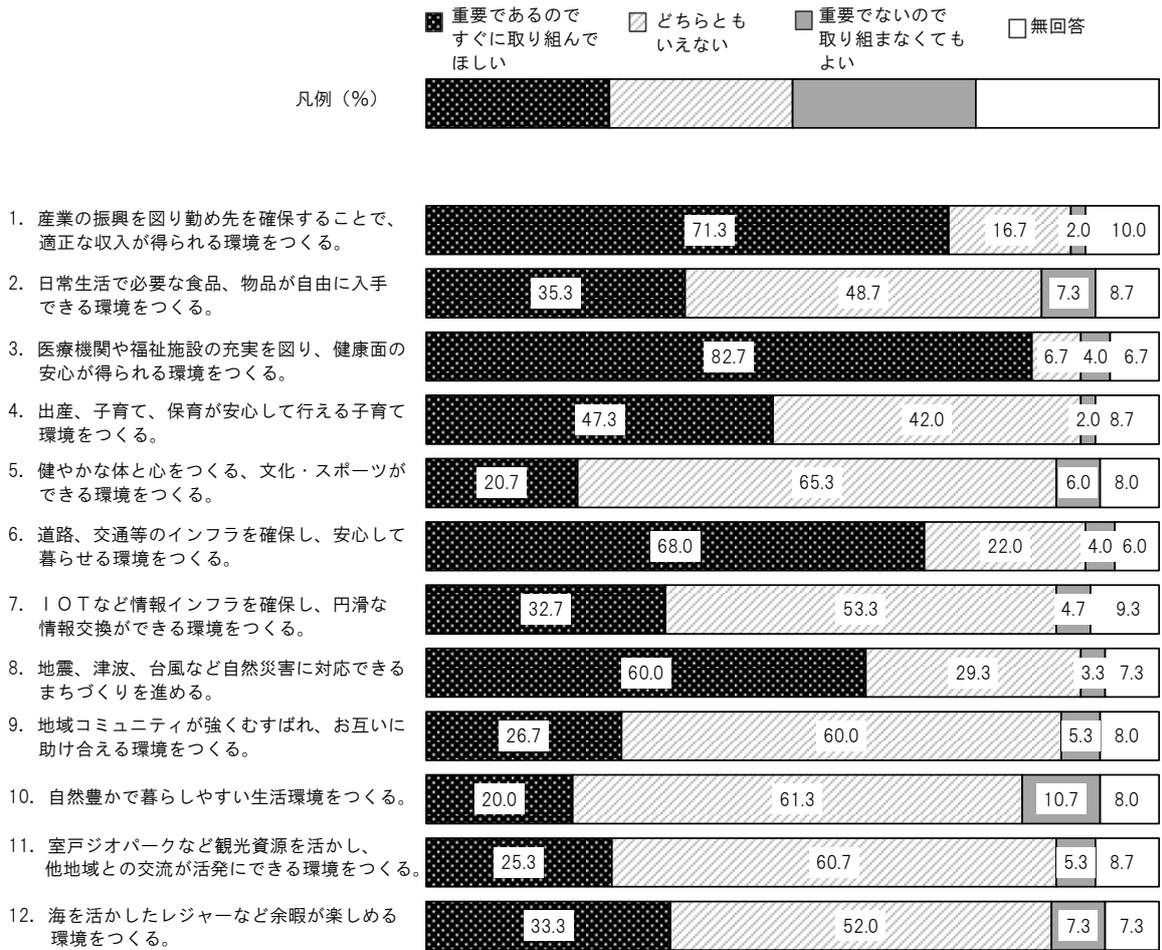


全回答者数 n=299

(5) 行政サービスの重要度（事業者、子育て世帯）

①事業者

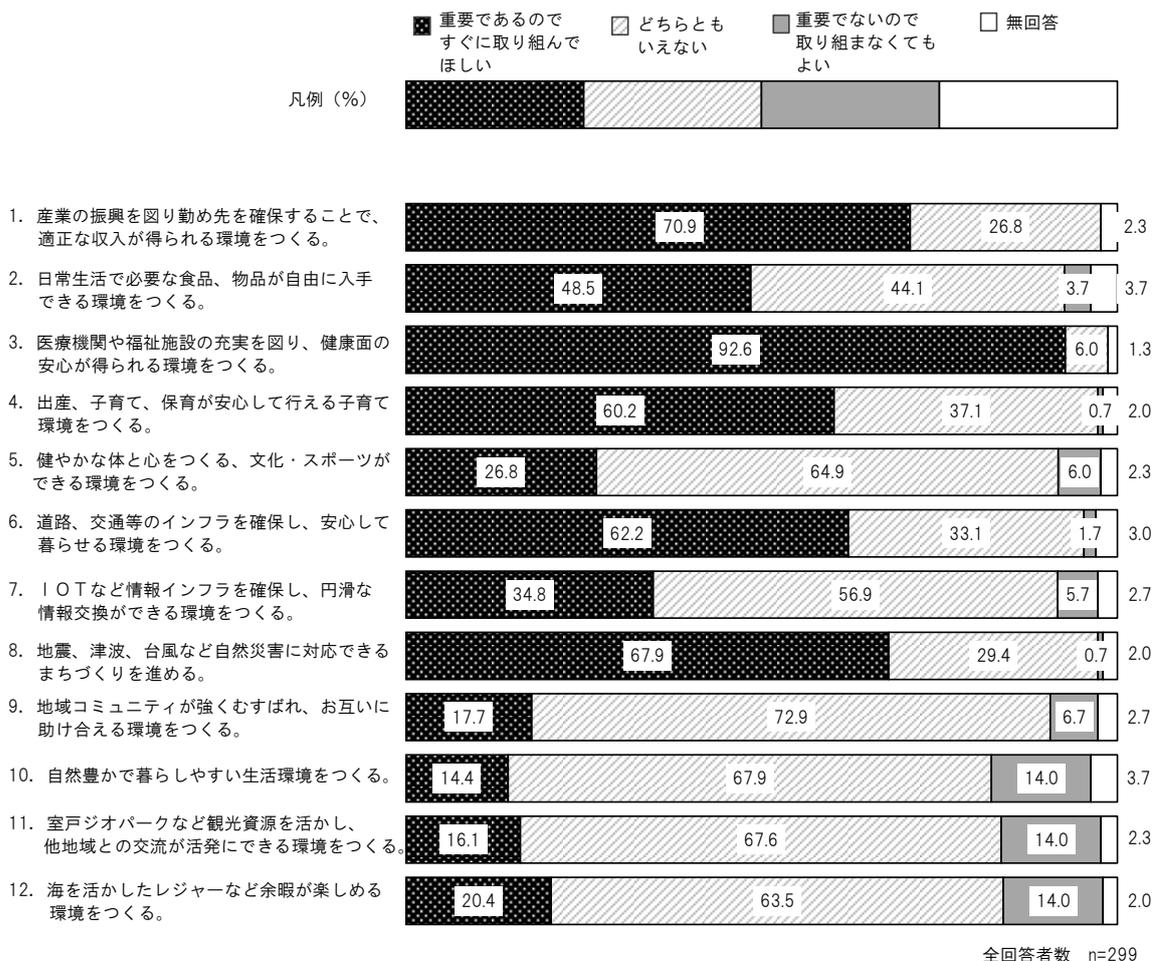
「重要であるのですぐに取り組んでほしい」の割合は、「医療機関や福祉施設の充実を図り、健康面の安心が得られる環境をつくる。」が82.7%と最も高く、次いで「産業の振興を図り勤め先を確保することで、適正な収入が得られる環境をつくる。」（71.3%）、「道路、交通等のインフラを確保し、安心して暮らせる環境をつくる。」（68.0%）の順となっています。



全回答者数 n=150

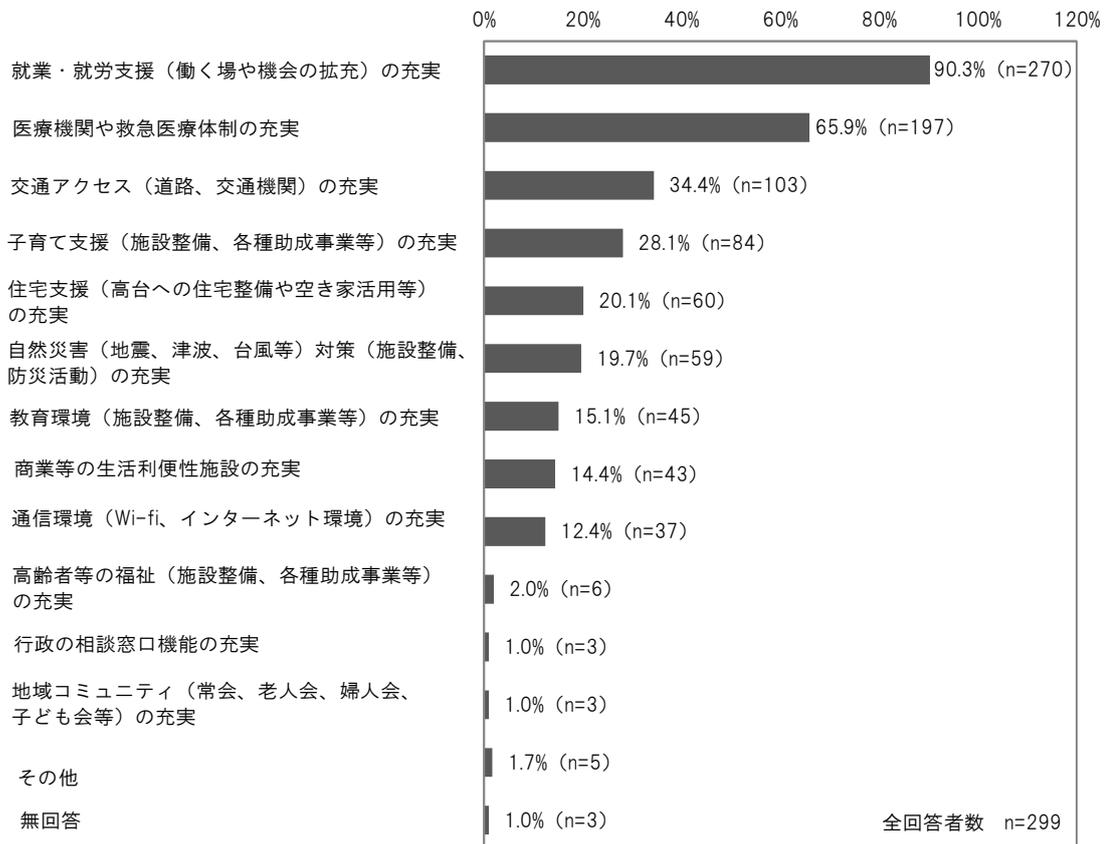
②子育て世帯

「重要であるのですぐに取り組んでほしい」の割合は、「医療機関や福祉施設の充実を図り、健康面の安心が得られる環境をつくる。」が92.6%と最も高く、次いで「産業の振興を図り勤め先を確保することで、適正な収入が得られる環境をつくる。」(70.9%)、「地震、津波、台風など自然災害に対応できるまちづくりを進める。」(67.9%)の順となっています。



(6) 子どもが将来室戸市に帰ってくるために必要なこと（子育て世帯）

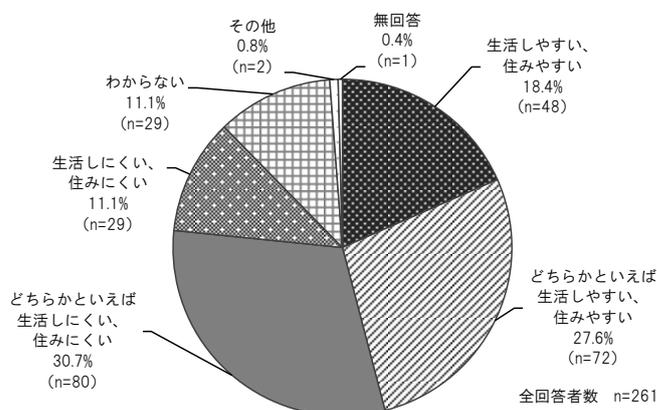
「就業・就労支援（働く場や機会の拡充）の充実」が90.3%と最も高く、次いで「医療機関や救急医療体制の充実」（65.9%）、「交通アクセス（道路、交通機関）の充実」（34.4%）の順となっています。



(7) 室戸市の居住環境（中学生・高校生）

「どちらかといえば生活しにくい、住みにくい」が30.7%と最も高く、「生活しにくい、住みにくい」(11.1%)と合わせて41.8%が『生活しにくい』と回答しています。

一方、「生活しやすい、住みやすい」(18.4%)と「どちらかといえば生活しやすい、住みやすい」(27.6%)を合わせた46.0%が『生活しやすい』と回答しています。



①住みやすい理由

理由	件数
①自然環境が良い	69
②地域の人間関係が良い	41
③静かで落ち着いている、治安が良い	34
④買い物や通学等の便が良い	29
⑤人や交通量が少なく、移動しやすい	17
⑥食べ物がおいしい	9
⑦住み慣れている	4
⑧物価が安い	4
⑨その他	9

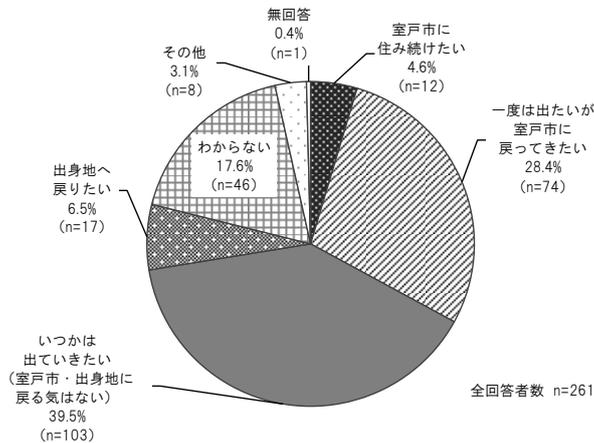
②住みにくい理由

理由	件数
①買い物等の日常生活の便が良くない	136
②交通の便が良くない	74
③遊ぶところが少ない、何も無い、自然しかない	40
④道路や街灯等が整備されていない	22
⑤病院が少ない	19
⑥自然災害への不安が多い	9
⑦希望する仕事がない	4
⑧その他	20

(8) 室戸市での定住意向（中学生・高校生）

「いつかは出ていきたい（室戸市・出身地に戻る気はない）」が39.5%と最も高く、「出身地へ戻りたい」（6.5%）と合わせて46.0%が『住みたいと思わない』と回答しています。

一方、「室戸市に住み続けたい」（4.6%）と「一度は出たいが室戸市に戻ってきたい」（28.4%）を合わせた33.0%が『住みたいと思う』と回答しています。



(9) 室戸市に定住するために必要なもの・こと（中学生・高校生）

定住するために必要なもの・こと	件数
①商業等の生活利便施設の充実	86
②就業・就労支援の充実	52
③交通アクセスの充実	27
④娯楽やレジャー施設等の充実	27
⑤地域資源や観光産業の充実	22
⑥人口の増加	20
⑦医療機関の充実	18
⑧自然災害対策の充実	16
⑨生活環境の充実	14
⑩地域コミュニティの充実	11
⑪室戸市外への情報発信の充実	10
⑫伝統文化等の継承	9
⑬地元への興味や愛着	6
⑭教育環境の充実	5
⑮その他	26

(10) 室戸市の将来（中学生・高校生）

どのようなまちになるといいか	件数
①人が多いまち（賑やかで活気あふれるまちづくり、若年者人口を増やす）	64
②交流人口の多いまち（室戸市外への 情報発信、観光産業の充実）	47
③地域との関わりがあるまち（伝統継承、地域コミュニティの充実）	40
④きれいなまち（自然環境の保全、清掃活動）	35
⑤生活しやすいまち（生活利便施設の充実、交通アクセスの充実）	27
⑥安心安全なまち（医療や福祉の充実、自然災害対策の充実）	17
⑦働きやすいまち（就業・就労支援の 充実）	13
⑧子育てがしやすいまち（教育の充実、子育て支援の充実）	11
⑨その他	9



室戸市総合振興計画

令和3年度～令和11年度

編集・発行／室戸市企画財政課
〒781-7185 高知県室戸市浮津25番地1
TEL:0887-22-5147 FAX:0887-22-1120
<https://www.city.murata.kochi.jp/>